

参議院 國際労働条約第八十七号等特別委員会會議録第七号

昭和四十年五月十三日(木曜日)
午前十一時十六分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

和田 鶴一君

補欠選任

栗原 祐幸君

出席者は左のとおり。

委員長

安井 謙君

理事

亀井 光君

草葉 隆圓君

竹中 恒夫君

小林 武君

横川 正市君

委員

江藤 智君

久保 勘一君

栗原 祐幸君

後藤 義隆君

鈴木 恭一君

野本 品吉君

日高 広為君

二木 謙吾君

九茂 重貞君

三木 興吉郎君

山崎 齊君

占部 秀男君

岡田 宗司君

北村 暢君

鈴木 強君

中村 順造君

渋谷 邦彦君

田畑 金光君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

國務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

労働大臣

自治大臣

國務大臣

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第一

部長

人事院総裁

人事院事務局長

職員局長

内閣総理大臣官

房公務員制度調

査室長

文部省初等中等

教育局長

労働大臣官房長

労働省労政局長

自治省行政局長

事務局側

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

佐藤 尚武君

藤枝 泉介君

多賀谷眞稔君

佐藤 榮作君

椎名悦三郎君

石田 博英君

吉武 恵市君

増原 恵吉君

高辻 正巳君

関 道雄君

佐藤 達夫君

大塚 基弘君

岡田 勝二君

福田 繁君

和田 勝美君

三治 重信君

佐久間 亘君

伊藤 清君

鈴木 武君

結城司郎次君

中原 武夫君

閣提出、衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

○委員(安井謙君) ただいまから、國際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

公労法第五條第一項の改正も、同様に九十日以内に施行されることになるわけですが、これもです

ね、ドライヤー委員会の提案でございますが、この提案自体を見ますと、はっきりとあてがって指

摘しておるわけじゃございません。しかし、四三

三項や五三三項と同じように、条約に直接抵触す

るところから、ドライヤーの提案によりましてこ

う書いております。「公労法四三三項及び地公労

法五三三項の廃止の如き、87号条約の条項の完全

な実現に直接関係のある事項に先ず注意を集中す

ることが望ましい」というドライヤー委員会の提

案の趣旨に沿うて、先ほど申し上げたように、四

三三項及び地公労法五三三項も、すぐ実施

されるものだ。こう理解してよろしいと考えてお

りますか、そう理解してよろしいかどうか。

○國務大臣(石田博英君) これは管理者の組合の

結成を禁止した条項を解くことでございまして、

そのとおりであります。

○田畑金光君 純粋に法的な問題として考えて

みますと、この条約の効力というものが、批准書

を寄託してから一年後と、こういうことになって

るわけでございますから、したがって、国内法の

改正もそれに間に合えばよろしいということにも

なるわけですが、しかし、今回の修正の趣旨とい

うものは、もっと高い政治的な観点から直接、条

約に抵触する分については、条約の効力を待たな

いで、これが実現を期することにいたしましたも

のことで、これは当然だと私は思っております

が、そこで、私はこの際、国家公務員法の問題に

関連して、政府に考え方を承っていただきたいわ

けであります。政府の考え方の前に、まず、人事

院総裁にお尋ねしておきたいことは、昨年、すな

わち昭和三十九年の五月十三日の衆議院のILO

特別委員会におきまして、わが党の吉川兼光委員

の発言が、政府の考え方を承っていただきたいわ

けであります。政府の考え方の前に、まず、人事

院総裁にお尋ねしておきたいことは、昨年、すな

わち昭和三十九年の五月十三日の衆議院のILO

からの質問に對し、國家公務員法九十八條二項の
 解釈をいたしましては、御承知のように現在、役
 員を現職の公務員の中から選ぶように限定してお
 るのが、従来の九十八條二項に對する人事院の解
 釈でございますが、これは八十七号条約に抵触
 するということを人事院総裁は答えておられます
 が、いままこの見解に変わりがいかどうか、こ
 れを確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 条約が効力を発生いたしますれば、そのような結果にも――抵触関係を生ずるというふうに思います。

○田畑金光君　その同じ答弁の中で、人事院総裁はこういうことも言われているわけです。昭和二十四年前までは、役員はだれでもよいという解釈をしていたのであって、したがって、条約との関係では、いままで、政府のとってきた解釈をば、昭和二十四年以前の解釈に戻せば、問題はないのだ、こういうことを言われております。今回の修正案では、国家公務員法関係の役員資格の問題については、直接法律の規定の問題ではないため、ことさらに取り上げていないのであります。が、公労法四三条三項が、あるいは地公労法五三条三項が、条約の発効を待たず改められ、また、いまだに認められましたように、四一条一項も同様に処置される。こういう趣旨が明確になったわけであります。人事院といたしましては、当然、公労法の改正と同時に、国家公務員法の九十八条二項にかかかっている解釈についても改められて、役員の選出については、自由に措置することになる。このように理解してよろしいと思いますが、そのように理解してよろしいかどうか、この点、人事院総裁から明確に御答弁願いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 法律的には、条約発効と、少なくとも同時に変更の措置をとればそれでいいわけであります。しかしながら、その前といえども、簡単に変更できるじゃないかという点がお尋ねの一つのポイントであろうと思います。事柄自体としては、それ自体望ましいことであると思えますけれども、ただ、私ども、当面の問題と

して考えられますことは、いまおことばにも、先ほどから出ております今回の衆議院の修正の实体をどう見るか。あの中には、やはり部外者を役員にしておるといふ理由のために、登録を拒否してはならないというような意味でひっきりかきが出てきているわけであります。したがいまして、この修正の趣旨を、一つの見方としては、やはり現状の法制を全体としてしばらくその変更を見合はす、全体としては凍結するのじやないかという趣旨にも、私も、私も見ますと、読めるわけです。したがって、その辺、この修正の御趣旨というような点がどこにあるのか、私もとしても、今後十分に検討いたしまして、善処したいというふうに考えております。

○田畑金光君　そこで私は衆議院の三党修正に、当たられた関係者にお尋ねしたいと思いますが、まあ藤枝議員が見えておられますので、藤枝議員にお尋ねいたしますが、職員団体制度に関する部分は、すべて政令で別に定める日まで施行を延ば

すと、こうなっております。そこで、九十八条二項についても、解釈を変える時期がいつかという疑問が出てくるわけですが、条約発効の一年後までは、九十八条二項の解釈については、従前の解釈でいくのか、あるいはこの際、公労法、地公労法の関係条文の施行と同時に、国家公務員法九十八条二項の解釈についても改めるのかどうか。このことははっきりしておかなければ、いろいろな混乱が起きると思えますので、この辺、修正をなされた藤枝議員から明確にひとつ説明していただきたいと思いますと考えているわけです。

○衆議院議員（藤村泉介君）　先般も衆議院における修正案の趣旨を申し上げましたが、そういう關係で、国公法の九十八条はそのままにしておきまして、職員団体に關する規定は政令の定める日までに延期をすることにいたしました。したがひまして、現行の九十八条二項はそのままあるわけでございまして、この解釈は政府がやるべきものというふうな考えております。ただ、八十七号条約關係の批准の経過にかんがみまして、政府が適切な

る解釈をすべきものと期待をいたしておるわけ
でございます。

○田畑金光君　そこで、政府を代表して、労働大臣でしようか、増原国務大臣になるわけですか、この九十八条二項の解釈については、政府としてどのように措置されるつもりでおりますか。その点明確にしたいと思っています。

○国務大臣（増原恵吉君） 九十八条二項の解釈の問題につきましては、この法の解釈、適用の問題

は人事院の所管とするところでございます。したがって、筋は、ただいま衆議院修正の御説明のありましたような、また人事院総裁から先ほどお答えをいたしましたような筋でございまして、人事院において解釈の問題は、総裁から申し上げたように十分いろいろの経緯を考えて善処をするということでございます。政府としては人事院のその解釈に同調すると申しましようか、人事院総裁の答えましたような趣旨で善処をしてまいるというところでございます。

○田畑金光君 人事院総裁にお尋ねしますと、修正提案者の意向がその辺明確を欠いているような

お話があるし、修正提案者にお聞きしますと、政府が解釈を下すのだというし、担当の政府代表の増原さんにお聞きすると、今度人事院総裁の解釈に従って——こう言うわけですが、どっちがどうなるわけですか。これは人事院総裁が先はど来申されているように、条約の精神に照らして、この際公労法四条三項、地公労法五条三項は直ちに公労法後九十日内に施行される、この精神に照らし、人事院総裁において九十八条二項を同じように、人事院総裁において九十八条二項を同じように趣旨で解釈を変えれば、政府はこれに従い尊重する、こういうことでよろしいわけですか。

○政府委員(佐藤謙夫君) たいへん重大な責任を私が負うようなことになりましたのですけれども、事柄は、解釈変更と申しますけれども、簡単に右に左に解釈をいじれるものじゃございません。これは御承知のとおりでございます。それからその解釈に基づいて、人事院規則でその結果を法制の形で出しておるわけです。それをいじる

かいじらぬかということにつきましては、今度は立法の趣旨はともかく、国会の御意思というものと矛盾したことは、これはできませんですから、その点から申しまして、今回の修正の御意思というものがどこにあるかということを慎重に考えた上で善処せねば、むしろ国会に対して弓を引く結果ともなりかねない、そういう意味で、先ほどから十分検討いたしたいということを申し上げておるわけであります。

○田畑金光君　そういう大きな問題でありますから、修正提案者に私はもっと明確に、これは三党で話し合いの上に修正されたわけでしよう。当然で、公労法、地公労法に関連されて、国家公務員法のこの問題についても明確な解釈がなければ、今後に混乱を残すだけだと思うのです。だからもっとはっきりひとつこれはどういう趣旨なんだ、どう解釈を下すべきかということとは、はっきりしておかぬと、人事院総裁のいまのお答えのとおり、人事院総裁がやるのだといっても、それは責任の転嫁に終わるのじゃございませんか、この点どうですか。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 先ほども申し上げましたように、九十八条をそのまま残したわけでございませう。その九十八条二項の解釈は、私は先ほど政府と申しましたが、それは人事院を含めてのことでございまして、人事院でこれを解釈する、意味でございまして、人事院がこれを解釈する、その人事院が解釈されるのは、この国会における審議の状況を、先ほども人事院総裁がおっしゃったように、ごらんになって適切な解釈をすべきものと期待をいたしておるわけでございます。

○田畑金光君 国会の意思を尊重して人事院が適正な解釈を下すことを期待するといつても、人事院總裁みづからが、国会の意思が那邊にあるかといふことは慎重に重要な問題だけに考えねばならぬ、こう言われているおるわけで、その国会の意思を代弁しておられるのが修正提案者のあなた方だと思ふのです。あなた方としては、この問題については公労法の、あるいは地公労法の関係条文と同様に、この条約を批准したたてまえからいえば、

やはり九十日以内に九十八条二項の解釈については、こうあるべきだという気持ちに重点が置かれて修正に当たってこれたのかどうか、この点は私は念を押してもう一度お聞きしたいと思うのです。それから政府を代表しておられる増原大臣の先ほどの答弁をお聞きしましたが、万人事務院にまかしたようなことではお答えになっておるのですが、しかし簡単な問題ではないでしょう。この問題は、八十七号条約を批准する一番の障害が公労法の四三項、地公労法五三項、そうしてそれに相当するのは九十八条二項であるとするならば、やはり人事院にまかしたから人事院が解釈を下せばという逃げ口上だけじゃなくて、政府自体として、これは石田労働大臣もそうだと思うのですが、まず増原労働大臣として、この辺はどうするかというところには明確に解釈をはっきりさせるべきじゃないでしょうか。

○田畑金光君 この点は、ひとつこの程度におさめまして、次に移りたいと思うのですが、労働組合であっても職員団体であっても、その交渉の中心は勤務条件の維持改善ということではないですか。そこで、私はこの法律改正上の交渉対象事項についてお尋ねしたいと思うのですが、公労法では第八條において、交渉の対象となる勤務条件の内容が列記されておりますが、国家公務員法改正案における交渉対象事項である勤務条件については、抽象的なことがございまして、その具体的な内容については、公労法第八條と同じものであると、こう理解してよろしいのかどうか、これをまずお尋ねいたします。

○田畑金光君 そうですね。その点、御意見のように御解釈を願ってけっこうでございます。

○田畑金光君 そこで、私これは法制局のほうにお尋ねしたいと思うのですが、先日この委員会でも法制局の御答弁では、懲戒に関する細目的な基準の設定は、管理運営事項であって、交渉対象ではないと、こう言われております。ところが公労法第八條第二号では、懲戒の基準は交渉対象たる勤務条件としてあげられております。そうしますと、懲戒の基準設定の結果生ずる勤務条件の変動という問題、さらに懲戒の基準をどう改善するか、こういうような問題等も当然これは交渉の対象になるのではなからうか、私はこういうふうに考えておりますが、先般の法制局の答弁とこれは解釈すればよろしいのか、はっきりしておいてもらいたいと思うのです。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま御指摘のように、公労法には懲戒の基準に関する事項、交渉の対象にされておりますが、同時にまた管理運営事項についてはこれはまた別のことになっております。そこで、管理運営事項が問題になります。これは申すまでもなく、国なり地方公共団体なり、あるいは当該機関の権限職務に属する事項、その場合の当局がやるについての事項でございますが、そういうものに關しては、これはあくまでも国なり地方公共団体なり、それぞれの当局の職務権限に属する事項として、これ自身は交渉の対象になりませんが、その結果として勤務条件に影響を及ぼすという場合には、その勤務条件に及ぼす限りにおいて、公労法等に規定があります。よって、これは交渉の対象になるということになるわけでございます。したがって、懲戒処分自身を取り上げてみれば、それ自身は交渉の対象にはならない。同時にまた、基準を設定することについては、交渉の対象にならないけれども、その中身については、勤務条件に関するものである限り話し合いの中身になり得ると、こういうことでございします。具体的に何かお尋ねがあれば、さらに申し上げたいと思います。

○田畑金光君 個々の、たとえば懲戒の基準に基づいて懲戒を受けた、こういうような個々の問題等についてはどうなんでしょうか。交渉の対象になるんですか、ならないんですか。

○政府委員(高辻正巳君) 個々の懲戒処分、これは懲戒処分するのは処分権者のいわゆる管理運営事項、これはそう言わざるを得ないと思ひます、明確だと思ひますが、その懲戒基準の適用でございしますね、これは基準としては適正に適用されるのが当然でございしますが、その適用にあたって適正なる運用がなされているかどうか。もし適正な運用がなされていないければ、それについて不満を表明するということなどはむろんでできる。だから、たとえば事実上の根拠に基づかないで懲戒免職がなされたというような場合を仮定してみれば、職員団体は懲戒基準が正しく適用されてないという意味で、当局に対して不満を表明したり意見を述べたりということができるといふわけでございます。

○田畑金光君 ですから、長官、個々の人事の問題等についても、いろいろ問題があれば、それは交渉の対象にもできるんだと、こう理解してよろしいわけですね。

○政府委員(高辻正巳君) 個々の懲戒処分というのがきわめて大ざっぱな言い方でございします。で、われわれの立場から言いますと、多少気になる点がございします。と申しますのは、懲戒処分自身は、かねがね申し上げておりますように、管理運営事項でございしますが、その懲戒処分において懲戒基準の適正な運用がなされていない、かりに一番典型的には、事実上の根拠に基づかないで、事実上の根拠がないのに懲戒処分があったというような場合には、懲戒の基準というものは、そういう予想をしておられないわけでございますから、そういう懲戒基準の適用をめぐって、正しい適用をしてもらわなければ困るんだと、もともと正しい適用をすべく基準が設定されておるわけでございますから、そういう意味合いにおいていわゆる交渉ということができる、こういうわけでございます。

○田畑金光君 大体わかりましたが、それで、もろもろの労働条件ですね、勤務の条件。たとえば、その中では懲戒や昇格などの人事の基準、こういう問題については、その設定することです、基準の設定。また、その設定した基準に基づいて、職に対する適用の問題が出てくるわけですね、いまお話しのように。こういう問題等については、当然公労法第八條の第二号の趣旨から見れば、交渉の対象になる、こう理解してよろしいわけですね。

○政府委員(高辻正巳君) お尋ねの点は、おそろしくこの改正法案が成立した後の問題だと思ひますが、ただいまは、御承知のとおり人事院規則で懲戒の問題は交渉事項からはずれておりますから、いまの問題としてでなく、将来まあそういう人事院規則の改正があった場合として考えてまいります場合には、いま申されましたように懲戒基準の設定そのものは、その中身についてははいわゆる勤務条件に關しますもので問題になります。ただ、この場合に公務員の場合と一般の場合と多少違ふのは、公務員の場合には、これはほかの關係でも常に申し上げることでございしますが、法令によ

て、実は懲戒基準が設定されておりますので、さらにその中身について懲戒基準を設定するということは考えられないと思いますが、懲戒の問題は、設定のほかに適用の問題がございますが、その適用の問題については、懲戒基準である中身が正しく適用されているかどうかという観点において交渉の対象となり得る。むしろ、その懲戒の基準は、ある程度の裁量の幅というものがございまして、その裁量の幅については、これは当局の管理運営事項になりますが、先ほど申し上げましたような、たとえば、懲戒理由が不存在である、懲戒すべき事実がないというような場合に懲戒に付したというような場合には、典型的に懲戒基準の正しい適用がなされておらないということになりますので、この点については、勤務条件に関する問題として、いわゆる交渉をすることができ、こういうわけでございます。

○田畑金光君 それじゃ、労働大臣、今度はあなたにひとつお尋ねしたいのですが、退屈しておられるようすから、衆議院のILO特別委員会において、いろいろ政府が答えておられる速記録を見ますと、政府は、憲法に基づく労働基本権というものを公共の福祉を理由として制限するようない場合は、この制限にかわって労働者の利益を十分に保護するための適当な保障措置が必要であるということをしばしばの機会に述べておられますね。これは、もう当然のことだと思ひ、まだそうでなければおかしいと思うのですが、このことは労働大臣の基本的な姿勢と、こう理解してよろしいでしょうか。

○國務大臣(石田博英君) そのとおりでございます。

○田畑金光君 そこで、私は、公務員の場合はさしておきまして、公社関係の問題について若干お尋ねしたいのですが、御承知のように、三公社五現業の場合は争議権を禁止されておりますが、その代償として公労委制度というのがあるし、強制仲裁制度というのがあるわけですね。なるほど、現在までの公労法の運用を見ますと、いろいろ変

わってきたことも事実でございますが、しかし、従来の実績を冷静に見てきますと、公労委の委員の選定の問題であるとか、あるいはまた裁定履行の実施の状況などを見てみますと、はたして政府が、私が冒頭に大臣の意思を確認いたしました基本的な権利を制限したその代償措置としての公労委制度というものがしっかりと守られてきたかどうかという点については深く疑問を感じるわけですね。こういう点について、大臣としては、どういう気持ちでお聞きしたいと思うのです。

○國務大臣(石田博英君) 公労委の仲裁裁定は、昭和三十三年から完全に実施いたしております。それから、公労委の公益委員の任命であります。これは国会の議決を得るということになっておりますから、公平に任命されてきたと存じます。仲裁裁定の完全実施という方針は、今後とも変わらないのであります。

○田畑金光君 まあ、公労法の問題については、いま大臣がお話しなさったように、最近ではだんだん労働省並びに政府の姿勢も本来のあるべき方向に変わってきたということは、私も認めてよろしいと思ひますが、しかし、まだまだ議論すればたくさん問題がありますけれども、私は、時間の制約がありますので申し上げませんが、先般来、議論されておる公社の当事者能力の問題等を見ましても、また今度の春闘における政府のとられた態度などを見ましても、幾多批判すべき、まだ争議権を剝奪した代償措置としては不十分な点が多々あると見ておりますが、まあそれはさておきまして、私は特にここで大臣にお尋ねしたいのは、ILO八十七号条約を批准されて、これにもとる公労法、地公労法、あるいは国家公務員法、地方公務員法についての改正を出されたわけでありまして、スト規制法の問題というものが何ら取り上げられていないということは、これは不可解なことだと思つておるわけです。まあ、大臣自身も御承知のように、一九五四年の結社の自由委員会にお

いてスト規制法が問題として取り上げられて、この委員会においては、電気産業におけるストライキ制限というものは、ストライキの一般的禁止にひとしい、こういう見解で、ストライキ禁止のために職業的利益を防止するための重要な手段を奪われた労働者の利益を十分保護するための適当な保障を確保することに對して委員会が付した重要性、というように述べておられるわけですね。強調しておるわけですね。この結社の自由委員会の報告が、現在特に問題とされているわけですね。百七十九号事件よりはずっと古い第六十号事件であるわけですね。しかし、この点について政府当局の態度を見ますと、何ら検討すらされていない。まことに私は政府の怠慢じゃないかと思ふんです。公社についてさえ、いま質疑応答の中に明らかになりましたように、代償措置についてかなりの配慮が加えられてきておる。これはわれわれも率直に認めるわけです。しかし、民間企業については全くこの点が放置されておるといふことは、これは政府が重大な怠慢をおかしておると言われてもこれはおかたがたないんじゃないかと、そういう私は感じを持っておるわけです。しかも、公労法関係についても今後一年間いろいろな労働基本権の問題について検討しようというふうなことになるわけですね。そういう点から見ましても、スト規制法というのは、あの法律のできたいきさつや内容や、また、限時的な性格から見ましても、私は八十七号条約批准に関連して、当然政府としてもこの法律について再検討されてしかるべきじゃないか、こういう気持ちを強く持つておるわけですが、この点、大臣の見解を承つておきたいと思ふんです。

○國務大臣(石田博英君) スト規制法は、まあ石炭産業と電気産業に對して実施されるものであります。また、ともに争議行為の全面的な禁止をしておるのでなくして、電気産業については、電気の正常な供給に直接影響を与えるような行為、石炭産業につきましても、保安その他に害を及ぼす行為というふうに制限を受けているのであります。

そうしてその法律ができました趣旨、またできました背景、これはこの法律ができましたときにはやむを得なかったものだと思うのであります。その後御指摘のように、電気産業におきましても、石炭産業におきましても、この規制法が心配するような事態は起こっていないことは事実であります。しかし、それは確かな事実であります。が、それと同時に、それじゃ法律を廃止して、そういう事態が保障されるかどうか、それから国民の不安というものが解消されるかどうか、また国民がそういうことを理解してくるかどうか、また国民がそういうことを相まちまして、同時に昨年の六月に、本院で行なわれました決議の趣旨等を参考といたしまして、この問題について、積極的な検討を行なつていきたい、こう考えている次第であります。

○田畑金光君 いま大臣は検討していききたい、こういうお話がありましたから、私は早速この問題についても再検討すべきだと、こう思うのです。いまここでスト規制法をつくつたあの当時の議論を大臣と繰り返しても、時間的な余裕もないし、ただ、いま大臣のお答えの中にありましたように、あの法律をつくつた当時の経緯と背景、客観的な事情というものは大きく変わつていくということも、大臣の御答弁の中に認められたとおりですね。だから私はこの際、公共の福祉の名においてということで、スト規制法というものが生まれたいわけでありまして、やはり公共の福祉は、労働者の基本的な権利を守つていくところに、国民一般の福祉の向上もあろうと、公共の福祉の向上も確保できると、こう見ておられるわけ、どうかひとつこの点については、公務員制度審議会の中で、公務員あるいは公企体職員の基本的な権利の問題について、十分討議されていくわけでありまして、これが並行的に、この民間産業におけるスト規制法についても、積極的に政府は前向きな姿勢で取り組んでいただきたい、このことを強く要望したいと思ひますが、もう一度労働大臣のお気持ちのほどをひとつお聞かせ願ひたい、こう考えてお

ります。

○國務大臣(石田博英君) 先ほどお答え申し上げたのとおりであります。この法律が実施されました後に、先ほど申しましたように、非常な事態は起こらないのであります。しかし同時に、電気産業等の従業員の特にこの賃金等の条件、これはこの法律によって争議権に制限を受けているからといって、格別他産業に比較して非常に大きな不利を受けてはいないのであります。大体一般的な水準よりも少し上回ってベースアップ等が行なわれております。まあしかし、それはそれとして、やはり基本的な権利というものを守るという立場、それと公共の利益を保護するという立場から、積極的に検討してまいりたい、こう考えております。

○田畑金光君 まあこの問題、あまり深く議論しても、これは始まりませんから、答弁を聞いていても一々反駁したい点もありませんけれども、そんなことも時間がないからできませんが、これはいまだに、その基本的な権利の問題ですから、十分ひとつ検討願いたいと思うのです。

次に私はもう一度、これは労働大臣に確認しておきたいのですが、この間佐藤総理にはお聞きいたしました。特に労働大臣に承りたいのですが、公務員制度審議会のこの答申の問題です。今回八十七号条約の批准は目鼻がついたわけですが、公務員法関係についても、公務員制度審議会についても、肝心な問題はすべて公務員制度審議会に預けられた形で、重要な問題が全部あとに残されているわけですね。したがって、この重要な問題を府がわりの審議会が、どういう結論を出すかというところは、非常に重要な意味を持っているのだと思ふわけですね。また、どういふ答申が出るかというところは、いまから予測もできませんけれども、ただ私がここで確認しておきたいことは、答申については政府が一〇〇%これを尊重する、その精神でなければ、将来に問題をまた再び混乱させるだけじゃなからうかと、こう思うのです。私はその点において、先般私の質問に

対し、藤枝議員が同様な気持ちで述べられたことに対しては非常に敬意を表します。特に改正案の多くの部分は、答申が出るまで施行が延期されたわけでありまして、答申が出たからすぐまた施行できるのではなく、答申に沿って法律を直したければならぬ場合もまた予測されると、こう思うのです。そういうことをあれこれ考えた場合に、答申が出たならば一〇〇%これを尊重して、政府はそれにのっとっていいんだ、こういうことにしてもらわぬと、先ほど申し上げたような混乱の再現ということになるわけですから、この点ひとつ労働大臣から意のあるところをはっきりお聞かせ願いたいと思うのです。

○國務大臣(石田博英君) 重要な公共部門における労使関係の問題は、公務員制度調査会御検討願うことになっておるのであります。これはこの八十七号条約批准をほとんど全会一致で参議院とも通過いたしました一つの柱であります。したがって、この答申を尊重しなければならぬことは、むろん言うまでもないのであります。総理のしばしばお答え申し上げましたとおり、その精神で対処してまいりたいと考えております。

○田畑金光君 最後にもう一つだけお尋ねしておきたいのですが、その点はいまの労働大臣の答弁で私は理解したことにしておきます。藤枝議員の先般私の質問に対して答えられた趣旨と同様だと私は理解しておりますから、ひとつ答申が出たら一〇〇%尊重する態度で貰っていたらいいと思います。

最後に、これは増原さんにお尋ねしたほうがいいかどうか知りませんが、ただ非常に私今度の改正案で気がかかるのは、人事局を設置された、そういう仕事を担当される総務長官というものを今度は大蔵大臣にするんだ、國務大臣にするんだというわけですね。これが附則で大臣を一人ふやすということになったわけですね。十六人が十七人に、こうなったわけですね。私、法律技術的にはいろいろ調べてみても、これで差しつかえないようではございますけれども、内閣の構成、大臣を一人ふやす問題が、法律の単なる附則で大臣が一人ふえたと、定員をふやして喜んでいて、喜んでいてる人もあると、まあこういうことはどうかという考えを持つわけですね。附則大臣というのが出てきたわけですね。やはり内閣の構成、しかも国会に対して責任を負う内閣の構成が、法律の改正の附則で一人定員がふえるなどというところは、見識を疑われても、これはしかたがない。やはりこういう問題は内閣法で堂々と扱うというようにすることが正しいたてまえじゃなからうか、政治論的に見てもですね、そういうような感じを強くするわけですね。聞くとところによれば、総務長官だけ國務大臣にして、今度官房長官ははうっておくのかという問題も出てきたようでありまして、この問題については私はどうもその権威、見識を疑うわけでありまして、増原國務大臣の考え方を聞かしてもらえば幸いです。

○國務大臣(増原憲吉君) 田畑委員の御意見は、私も十分傾聴すべき御意見であると思ひます。そもそもはまあそういう意味の正政法で内閣法を改正するというのが本筋であるという考え方は十分成り立つと思ひます。ただ、この場合は、申し上げる必要もないことでございましょうが、やはりILO条約の批准に関連して、国家公務員法を改正するという一つの柱として、この中央の人事機構に内閣総理大臣を当てて、その機構を整備するという最も関連をした問題で、総務長官を國務大臣とするという機構の拡充をやるということでございまして、その意味において、関連した改正ということでも、十分認められてよくはないかという考え方で、提案をしたような改正のしかたをしたわけではございません。御意見のところは十分理のあたりととは思ひますが、そういう意味合で、別に附則大臣を置くとかというわけではございません。そういうことで御了承を得たいと思ひます。

○田畑金光君 終わりました。

○委員長(安井謙君) 暫時休憩いたします。午後一時再開いたします。

午後零時六分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(安井謙君) ただいまから国際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

午前引き続き、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求める件外関係四法案を一括して議題といたします。

質疑の通告がございしますので、これより発言を許します。鈴木強君

○鈴木強君 労働大臣がまだ御出席をいただいておりますので、最初に事務的な問題について労働省のほうに少しお尋ねいたします。ILOで現在までに採択をした条約、勧告、このうちで日本が批准をしております条約、勧告は大体幾つあるのございませうか。残りは幾つ残っておりますか。

それからもう一つは、八十七号条約の批准は相当あると思うのですが、日本は第何番目になるか、この点を教えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(三治重信君) 日本がただいままで批准しました条約は二十四ございまして、全部採択されている条約の数は百二十二ございまして、何番目というの、ちょっと資料がございまして、が、大体加盟国が現在のところ百二十二カ国でございまして、一カ国当たりの平均が二十五・八というふうになっております、大体平均並みであるというございまして。

○鈴木強君 労政局長、百十二カ国あって、二十五・八だから平均並みだということはお聞いています。何番目になりますかと、こう聞いています。その答えてもらいたい。わからなかつたら調べていただければいい。労働省でわかっているのですか。わかっているけれども……

○政府委員(三治重信君) 失礼しました。ちょっと調べがつかみません、申しわけございません。

五十二番目でございます。

○鈴木強君 その資料はいつ現在でございませう

う。私の資料によりますと、昭和三十九年一月一日現在において六十六カ国が批准をしている。したがって、六十七番目じゃないかと思うんだが、その点ちょっと食い違いがありますが、間違いございませんか。

○政府委員(三治重信君) 昨年の八月一日現在でございます。先生の申し上げるのは、八十七号条約の批准が何番目ということではございませんで、いま答えましたのは、日本が加盟国として批准している数の順位が五十二番目、こういうことでございまして、八十七号条約の批准国の順位ではございません、いま申し上げましたのは。

○鈴木強君 ああ、よく聞いてください。要するに、まあこういってはいかぬけれども、批准を入れば、いままで六十六あれば、日本が入れば六十七になるわけでしょう。そういうことを聞いているんですよ。八十七号条約ね。

○政府委員(三治重信君) じゃあ、私の理解の間違いでございまして、八十七号条約は六十九番目になります。

○鈴木強君 それはいつ現在でございしますか。

○政府委員(三治重信君) 本年の一月十五日現在でございします。

○鈴木強君 あとは労働大臣に対する質問ですから、保留しておきます。

次に、増原給与担当大臣、行政管理庁長官増原国務大臣と佐藤人事院総裁にお尋ねをいたします。

○鈴木強君 今度の改正によりまして中央人事行政機構というものができ上がってくると思うのですが、この中央人事行政機構というのは、内容を拝見していただくと、現在の人事院との権限の問題、所掌事務の問題、こういったものが問題になってくると思います。私は現在の人事院というものが発足をいたしました経緯にかんがみ、かくのごとく人事院の所掌業務を人事局のほうに移行することについては、私は間違っていると思うんですね。もし間違っていないとするならば、今後労働者に対して

する団結権なり、あるいは団体交渉権なりという労働基本権の問題が本来の姿に戻って昭和二十三年マッカーサー指令によって国家公務員法が改正され、人事院ができた、こういう経緯からいたしますと、あくまでも人事院は団体交渉権、ストライキ権にかかわるべき保護機関として設けられたものだと思ふんですね。今度のILO八十七号条約の批准によって、なるほど多少の前進はありますが、御承知のとおり、一応審議会のほうにたな上げされている点もございします。ですから、そういう段階において、またストライキ権、団体交渉権についても公務員制度審議会のほうで審議をして、これから結論出そうという段階に多少の面であつたとしても、人事院の現在の組織、機構に私は手をつけることはあやまちだと思ふんですね。そう思うんです。だから、そういう本来の問題が昭和二十三年当時に戻って、そのときに人事院を廃止する、そして抜本的に国の人事管理制度というものを立てていくというなら私はわかる。いまの段階においてやるのは、非常に人事院の権限との問題で私は問題があると、こう思うんですね。具体的にいざとから私伺いますが、そういう思想が私にはちよつと疑義を感じますからお尋ねするわけです。従来も人事院の改組については幾たびか問題になりました。しかし、いま私が申し上げましたような理由において政府は思いとどまって今日までできていると思ふのでありますね。とき八十七号条約の批准に際して、好機至れりというふうなところで、そういうふうな問題が、基本問題が未解決のままに、人事行政の基本にも触れるようなものが人事局のほうに持つていかれるということとは、私は非常に問題があると、こう思います。したがって、大きなプリンシプルに対する増原国務大臣のまずお考えをお聞きしたいと思う。

○国務大臣(増原憲吉君) このたびの国家公務員法改正における人事局の設置と申しますか、中央行政人事機構に関する改正は、すでに他の委員の御質問にお答えもいたしましたように、人事院の公務員等利益保護に関するいわゆる労働三権規制に関する代償の機能ともいふべきものについて、いささかも手を触れておられないわけでございます。この条文にありましますように、公務員に関する制度に調査、研究をするとか、各行政機関の人事管理についての方針、計画等の総合調整をするとか、一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政、これも人事院の所掌に属するものを除きまして、ごく一部のものをいうというふうなことでございまして、これはもう人事院の本来持ちます公務員の利益保護に関する権限というもののいささかも触れていないというたてまえで行ないましたので、あくまでもやはり公務員の人事管理と申しますか、そういうことについての全体の企画調整ということ人事局において行なうというたてまえをとったわけでございます。

○鈴木強君 増原さんそう言われましても、あなたが提案をされておりますこの国家公務員法一部改正法案の中の、たとえば具体的に附則の第六條三項ですね。これは「総理府設置法の一部改正」とあります。その次の「第四條」と書いたところの終わりに「第六條の二の次に次の一条を加える。」こうなっております。その中の三号に「一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政に関する事項。」こうなっております。それから、もう一つ問題なのは、第六号の「前各号に掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)に関する事項。」こうなっております。現在国家公務員法の人事院の項の中で、これらの能率、厚生、服務等の問題については、当然労働者の利益に通じ、いろいろ問題のあるところでありまして、特に私は厚生問題などは労働組合の設立の大きな目的の一つであると思ふので、能率の問題についても、これは当然勤務評定とかそういうものも関連してくる。そのために今日労働運動の中にたいへんな問題が起きているということもあなただけ御承知でしょう。こういったものもろの職員に

重要な影響のある問題について、人事院からどういう権限を受けることになるか私は知りません。あなたの言うように、いささかも職員に支障を来たすようなことではない。不利益になるようなことはやらないと、こうおっしゃいます。一体能率、厚生、服務というものは、これは労働条件の一環であるし、そのことが人事院から今度の人事局に移るといふことは、私は重大な問題だと思ふ。いささかも支障がないというふうなことはない。一体人事院がやる能率、厚生、服務と、いまあなたがやろうとする能率、厚生、服務とは、どういう関係にあるのか。

それからもう一つは、第六号の、非常に幅広い、解釈によっては何でもできるような、そういうふうな、法律解釈というものはそういうことになるんであります。だから私はその点を、あとで問題になりますから、条文の解釈として、ですから私は確かめておきたいのです。だからそういうふうな、利益保護のために、いささかも従来の人事院の機構の中で支障がないとおっしゃるのはわからない。これはそんな話はないでしょう。

○政府委員(岡田勝二君) ただいま御指摘の附則の第四條、すなわち総理府設置法の一部改正の中の第六條の三、人事局の事務の中の第三号「一般職の公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に属するものを除く。)に関する事項。」これについてまず御説明申し上げます。で、能率、厚生、服務の關係につきましては、能率の根本基準に関する事項につきましては、人事院が所掌し、したがって、根本基準の実施に必要な範圍内において人事院規則は出すわけでございします。それから能率の一つとされております研修につきましても、総理府人事局はタッチすることなく、これは人事院の所掌といたしております。したがって、能率、厚生、服務の關係につきましても人事局で所掌いたしますものは、研修を除きます。能率につきましても、調査、研究及び適切な方策の実施という、公務員法の七十一條の關係と、それから勤務評定及び表彰制度に関する七十二條の關係。ここ

重要な影響のある問題について、人事院からどういう権限を受けることになるか私は知りません。あなたの言うように、いささかも職員に支障を来たすようなことではない。不利益になるようなことはやらないと、こうおっしゃいます。一体能率、厚生、服務というものは、これは労働条件の一環であるし、そのことが人事院から今度の人事局に移るといふことは、私は重大な問題だと思ふ。いささかも支障がないというふうなことはない。一体人事院がやる能率、厚生、服務と、いまあなたがやろうとする能率、厚生、服務とは、どういう関係にあるのか。

それからもう一つは、第六号の、非常に幅広い、解釈によっては何でもできるような、そういうふうな、法律解釈というものはそういうことになるんであります。だから私はその点を、あとで問題になりますから、条文の解釈として、ですから私は確かめておきたいのです。だからそういうふうな、利益保護のために、いささかも従来の人事院の機構の中で支障がないとおっしゃるのはわからない。これはそんな話はないでしょう。

○政府委員(岡田勝二君) ただいま御指摘の附則の第四條、すなわち総理府設置法の一部改正の中の第六條の三、人事局の事務の中の第三号「一般職の公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に属するものを除く。)に関する事項。」これについてまず御説明申し上げます。で、能率、厚生、服務の關係につきましては、能率の根本基準に関する事項につきましては、人事院が所掌し、したがって、根本基準の実施に必要な範圍内において人事院規則は出すわけでございします。それから能率の一つとされております研修につきましても、総理府人事局はタッチすることなく、これは人事院の所掌といたしております。したがって、能率、厚生、服務の關係につきましても人事局で所掌いたしますものは、研修を除きます。能率につきましても、調査、研究及び適切な方策の実施という、公務員法の七十一條の關係と、それから勤務評定及び表彰制度に関する七十二條の關係。ここ

で念のため申し上げますと、勤務評定も、能率のさっきの一つの仕事でございます。そういう意味で、勤務評定の基本に関することは人事院規則で定められ、勤務評定の実施に関する細目につきましては総務府で所掌するというふうになるわけでございます。

なお、厚生のお話も出ておりましたが、厚生につきましても、たとえば厚生の中に含まれます、いわゆる健康、安全、こういった問題につきましては、事の性質上、労働基準的な面を持っておるわけでございますから、こういったものは依然人事院で所掌されるということになってくるわけでございます。で、能率につきましても、研修を除きまして、その他の能率につきましては、それらの増進計画の総合的な企画及び調整という関係の、七十三条関係が人事局の所掌になってくるわけでございます。

それから次に御指摘になりました第六号の関係でございますが、第六号は「前各号に掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）に関すること」というところでございまして、これはおおむね、この前五号で掲げてあるところで、一般職につきましても、第六号で掲げてございまして、主として第六号で念頭に置きましたものは、むしろ特別職などがその典型的なものでございまして、特別職について言いますと、その前の五号に「特別職の国家公務員の給与制度に関すること」ということが明示されておりますが、給与を除く、その他の、いろんな公務員制度上の個々の諸制度については、それまでのところ触れてないわけでございます。そういうものを第六号で予定して書いておるわけでございます。それ以外の特段の意味を持つものではないと存じます。

○鈴木強君 一体どうして人事局をつくらせて、いま人事院でやっているこれらの能率、厚生、服務等の仕事をやらなければならぬのか、いまの人事院でやったのでは、政府が考えるような所期の

目的を達成するためにはまずいというのか、その点が私によくわからないのです。どうしてこういう人事院でやればいけないものを、わざわざ人事局に移してやらなければならないかという、そういう根本的な考え方がよくわからないのです。ですから私は、なるほど人事院の存立の価値についてはいろいろ論議はございます。勧告を必ずしも実施してくれない、そういうふうなものに対しては、もう人事院をなくして、ストライキ権と団交権をもらいたいという意見も、組合からも聞きまされども、聞くが、それはもう思いあまっています。ばち的な気持ちになったとき考える考え方であって、やはり法治国家において労働運動をし、いろいろと国家が、それぞれの立場に立って行政をやっていく場合、法律に基づいてやっていく。これは法治国家として当然のことです。ですからわれわれは、このよってきた経緯、人事院の設立の経緯から照らしまして、国家公務員諸君の問題については、人事院がやったほうがいいのだというところで、人事院をつくったのでしう。ですから労働問題に直接関係あることは当然でしょう、これは。ですからそういう一体の観念の中でものを考えた場合、どうも中途はんばな改革がなされて、しかも本来の基本権というものが宙ぶらりんになってくるというときに、人事院に手をつけるといふことはこれはおかしいのじゃないかと私は思うのです。もう少し先を見越してきかんとした柱ができたときにおやりになるなら、もっと大胆な勇敢なやり方をやっても私はいいと思う。おかしいですよ、いまごろこういう中途はんばなことをやるといふことは、これは人事院総裁にしてみたら、何のたためにそういうものを政府が召してあげて、第三者機関として厳正中立な立場に立っておやりになる人事院というものから、少しでも権限を取ろうというふうな気持ちになるのか。これは私が人事院総裁であつたら政府と大げんかします。おれのやることに気が食わぬとは何だ……そういう点が国民によくわからないですよ。一体

何の意図をもってやるのか、政府が都合のいいような人事行政をやるために、それらのコントロールをやるのに、人事院じゃまずいからこつちへ取っておこうじゃないかといったような、うがった考え方かもしれないけれども、そういうような考え方も出てきますよ。ですからその点をはっきりとしてみたい。こうしてこういう二本立てになるようなことになるわけですね、結局いづれも。少なくとも能率とか厚生とか服務というものは、人事院の所掌事務と人事局の所掌事務と二本立てになってくる。二頭馬車でなければ走れないというその理由が、わしらは一頭馬車で、ちゃんと一頭馬車である。人事行政をあずかつて人事院がやれる、二頭馬車でなければやれないという、馬を二頭ふやそうというところは、そのことは何かという、そのことを明確にしてみたいと思うのです。

○鈴木強君 長官のおっしゃる全官庁間の総合調整をやるということこれは私にもわかりません。なるほど各省がかりきりにもセクショナルな人事管理というものが出てくる場合に、これを政府としてコントロールすることは、これは私はいいと思う。しかし、これは現在だっているのじゃないですか。このことは、総合的な調整の中から、政府の、内閣の方針として、これこれこういう方針によってその総合的な調整をやるということ、私は法律を要する点、かりに法律を要する。いまあなたの言われる点は、かりに法律を要する。その点は多少理解をいたします。しかし、私が言うように、一番問題にしているのは、三項の「国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政に関する事項」とのことなんです。この中には、非常に労働者の利益に関する問題が含まれておりますから、ここについては、何も中央人事行政機構、管理機構というものを設けてやらなくても、私は人事院で十分できると思う。しかもそれが公務員保護の立場に立った人事院の大きな仕事じゃないですか。そういう問題の一部であつても、政府のほうに人事局をつくって持つていくことについては、私には理解できないから、その理由についてよくわかるように説明してもらいたい、こう言っているのです。

○国務大臣(増原憲吉君) このたびの人事局をつくらしたのは、中央人事行政機構として内閣総理大臣がその責に任ずるためをとり、総務長官を国務大臣として、その担当の国務大臣にする、そうして現在各省で行なっております人事管理につきましても、その企画、調整をやりまして、足並みをそろえて職員団体における自主性、責任性の確立とともに、人事管理面においてもそういう企画、調整という面を、いまの状態のままでは十分と認めて、その点を改善しようというものでありまして、職員の何と申しますか、労働権に関する職員に対しての保護の問題については、これは依然人事院にとどめてあるわけでありまして、まあ若干両方で所管をするというふうなことが出ておりますが、これは職員の利益増進といふ面は全部これを人事院にそのままとどめてありまして、いささかも触れていない。やはり各省それぞれやっておりますいまの人事管理の方式について、これを総務長官のところで統括をするという面を強化する、改善をするということがねらいであり

ます。そういう点について、職員の利益保護についての人事院の権限というものは少しも手を触れておられない、二頭立てでめんどうなことをやるという趣旨をもってこの改正をやっておるわけではございません。

○国務大臣(増原憲吉君) 現在の機構の中でやっておりますことは、大体国家公務員担当などという制度で、私がこの担当大臣を命ぜられており、公務員制度調査室というものがあつてこれをやっております。これは何としても、機構としても、やはり全体の企画、調整として十分とどうして思われるわけでありまして、やはり担当大臣も、本来公務員制度調査室を所管しておる、この公務員制度調査室をやはり人的に質量ともに拡充する

必要もありまうし、それを所管する総務長官が國務大臣となつて總理大臣のもとでやるという改正が望ましいし、職員全体について行政を民主的にかつ能率的に運営をするということが職員の人事管理としては必要なわけでございます。これは政府の責任で十分能率が發揮され、職務規律が保持されるという意味において、全体としての企画、調整のいろいろの仕事を強化してまいらうというところが適當である、こういうふうな考へるわけでは、職員の利益保護の面についての人事院の権限を弱め、そういう面について後退をさせようなどというふうな趣旨は絶対にございませぬ、条文をあらういただいてもそういう趣旨のものは出しておらないつもりでございます。

○鈴木強君 長官はうまいところに理由をつけているのです。職員の利益保護についてはいささかも支障を与えない、それはそれでしよう、そんなことになつたらたいへんなことです。しかし、人事院の現在の所掌している業務というものは、少なくともこれは減るでしょう、現在やっているものを持っていくわけですから減るわけでしょう。ですから権限というか、組織運営機構というか、そういうものの弱体化は、これは必ず至すね。人事院はいまの形にしておいて、いまの調査室を名実ともに強化していく——陣容的にも、うのかどうかこれはよくわかりませぬけれども、おそらく人事局に持つていった分については、また将来にわたつて、仕事が減つたからその分については人事院職員の定数をいじるといふことは必ず出でますよ。いまやらぬと言つたつて、これは必ず出でくると思うのです。ですから、なぜ一般職の国家公務員の能率とか、厚生とか服務とかというものを人事局でやらなければならぬのか。こういうものに対する一つの総合調整といふますか、第一点のそういう思想に立つておるとすれば、ある程度わからないこともないですけれども、独自で人事局が能率や、厚生や服務をやることになるわけですから、さつき説明が局長からありましたけれども、現行の国家公務員法の七十

一条、七十二条に定められておりますその能率、厚生、服務と一体これはダブるのかダブらないのか、一体人事局でやろうというのを、もつと具體的に、厚生については何と何をどうやろうとするのか、それがいま人事院でやっておる問題と対照した場合にどういう作用が出てくるのか、こういう点をひとつ具體的に聞かしてくれませんか。たとえば厚生問題というのを、今度できた人事局では厚生の何をやろうとしておるか、人事院はどういうことをやっておるか、それに対して人事局でそのうちのどういふことをやろうとするのか、そういう点をひとつ具體的に教えてもらいたいと思ふのです。そうすれば私もわかつておるのです。おそらく分課、分掌規程をその後においてつくられたいと思ふますけれども、これでは抽象的の一つもわからぬのです。ちよつと見ると人事院のやつておるもののうちから持つていくことは間違いない。そうして、カッコして「人事院の所掌に属するものを除く」と書いてあるけれども、現在所掌されておるうちの一体何を持つてきてやろうとするのか、そういうことがかかぬこの条文ではわかりませぬ。改正条文ではわかりませんが、そういう点を伺つておるのですが、ひとつ具體的に厚生だけでいいですか、一つの例としていま人事院のどういふ厚生の仕事をやっておるか、そのうちどういふ人事院に置いてはまずい、人事局に持つてきて今度やつたほうがよろしいと、やる場合には一体厚生の何をやるのか、具體的にそれをこにはつきり示してもらえれば私も理解がいくかもしれませぬから、これは局長でもいからせひひとつ……。

○國務大臣(増原憲吉君) 仰せの点は、岡田室長から具體的に御説明をさせます。
○政府委員(岡田勝二君) 能率の点でございますが……。
○鈴木強君 厚生でいいですよ。
○政府委員(岡田勝二君) 御質問の厚生も、公務員法上は能率というきわめて広い概念の中に包括

されておるわけでございますが、それはそれといたしまして、厚生の中には、先ほどもちよつと触れましたが、職員の健康保持、労働基準法的に申しますれば、衛生それから安全保持、つまり災害防止というふうな点、それからレクリエーションに關すること等の事務が現在人事院で推進されております。それらの仕事のうち、安全、健康そういったものにつきましては、ちよつとそれらの規則は労働基準法あるいはその下部をなしております労働安全衛生規則というふうなものに大體性格的には相當なわけでございます。で、そういうた基準法の關連からいたしまして、それらの点ははいわば各省共通的な一つの基準を定めて、人事院規則で定めておるわけでございますが、やはり省庁の特性によりましては、もつと安全を推進すべきもの、あるいはもつと健康管理を推進すべきもの、こういうものもあるわけでありませぬ。そういう面につきまして、それぞれ省庁の特性に応じまして、そういう必要を面を、もつと人事院の定める範圍以上に伸ばしていくというふうなことは、これはむしろ政府と申しますか、總理府人事局で各省間の調整をとりつやつつていったほうがよろしかろう、あるいはレクリエーションに關するものにつきまして、これは特段に労働基準とかいふものとは直接關連するものではないでございます。これを推進する必要があるわけでございますが、そういうものを所掌するといふたふうなことが御指摘の厚生という面に關して申し上げることができようと思ひます。

○鈴木強君 そうしますとね、いま室長のお述べになつた御答弁ですと、人事院でやつておることをみんな持つていってしまうんじゃないですか。現在の健康増進なり衛生、安全、災害防止、こういうものについて、各省庁の特性に応じたものをレベラアップしてやるように調整するといふような御説明もあつたのですけれども、そうしますと、人事院のはうでは何か全然各省庁の特性というものを考へないで、ただ一律的な總括的な一つの基準をつくつて、それを人事院規則なら人事院規則でもつてやらしているのだ、それじゃ各省庁の特性が生かせないから、やつぱり各省庁の特性に合つたような安全衛生対策なりあるいは健康増進対策なりあるいはレクリエーション対策なんというものをやらすのだ、こういうふうな受け取れたのですけれどもね。そうすると、人事院のはうでは、どうも仕事をやらしているけれども、そういうふうな目的に沿うようなことができない、だから人事局のはうでやればできるのだ、こういうふうな考へておられるのですか。

○政府委員(岡田勝二君) 先ほど私が申し上げましたこと、あるいはこゝちが足りませんでしたかと存じますが、安全及び健康保持、いわゆる衛生、こゝちの基準に従つて各省庁実施しておられる。しかし、これは一つのいわゆる基準でございます。したがうして、各省庁で、それよりももつと、うちは人事院が定める基準以上にもつと安全の管理を徹底したい、あるいはうちは非常に結核が多いから結核の予防についてはもつとやういふ仕事の性質なりあるいは現実の職員構成の実態等から差異はあろうと思ひます。そういうこともをよりよく推進していくといふことにおいて、人事院が定める基準以上にと申しますか、やつていくことは、これは差しつかえないところではないか、たいへんけつこうなことだと思ひます。そういうことをやつていこう、こういう趣旨で申し上げた次第でございます。

○鈴木強君 佐藤人事院總裁にお尋ねしますが、ただいま室長がお答へになりましたようなことが現在人事院のやつておる健康増進の対策あるいは安全対策、衛生対策であるとか、こゝちのうに理解をしてよろしうございませうか。要するに、人事院では、一つのスタンダード、各省庁とも全く同じスタンダードにおいて基準をつくつたものを示して人事院規則でやらしている、したがって、各省庁から、おれのところはこういう事情がある

から、結核罹病率が職業病的にも非常に多い、したがって、これに対しては特段のひとつ配慮をしてもいい、こういうふうなかりに申し出が人事院にあった場合に、それもけしからぬ、そんなことはできないのだ、これは一律の基準で、人事院の仕事じゃないからそれは知らぬ、権限外だ、こういうふうなことになるのでございませう。

○政府委員(佐藤達夫君) たいだいまお尋ねのようなことは、現在人事院でやっているわけですが、かつ各庁との個別的な接触も保ちながら、これはもちろんよくしていくほうがいいわけで、それを阻止するはずはありませんから、調整をとりながらやっていると、ただ、今回の改正案になりますという、いま岡田室長の申しましたようなことになりまされども、結局この公務員法の条文から申しますと、たとえば能率、厚生について七十三条というのがあります、その根本基準は人事院規則で定められておられます、これは変わりがないわけですが、それから服務につきましても、服務の根本基準は九十六条で、人事院規則で根本のことはきめる、これはそのままになっておられるわけです、したがって、結局実際どうなるかと申しますと、現在それらのことについてももちろん実施は各庁でやっておられるわけです、その各庁のおやりになる、実施の取りまともを人事局がおやりになる、根本基準は依然としてわがほうで預かりして、こういう関係になるのではないかと思います。

○鈴木重君 そうです。私もそういうふうに理解をしております。ですからいまの総裁の御答弁はそれとおります。したがって大臣、いま室長がお述べになりましたような思想は、考え方はいまの人事院でもできるんです、これはできるんですよ。だからその根本の基準を能率の場合でも、衛生その他の基準の問題についても、一応現行のとおり人事院でやってもよろしく、基準については、そうしてただそのお話しのように、各省庁間の特性に応じた調整というものをやるためだと、こうおっ

しやる、そういうことは人事院でも現在やっておられないですか。そうであるならば、なぜことさらにこれを政府の人事局でやらなければならぬかという理論に通じてくる。だからそういうことは、ここのまですの中に入っている米をここのまですの中に持ってくると同じであって、ほんとうに政府の一貫した人事行政というのが確立しておれば、私は事実上はできることじゃないかと思っております。いま人事院のほうが一生涯懸命苦勞されて、そういうコントロールもやりつつあるというのに、どうして人事院からそれを取り上げて、こっちは根本基準は人事院、総合調整は人事局、これは行政機構の複雑化ですよ。決してそのことが室長が言うように、これこそやるべきだというふうなそういう飛躍した理論には通じない。これはもう少しわれわれがなるほどなあと、こういうふうに理解できる根拠がなければいかぬと思うのです、これは、われわれは人事院というものをやはり正しく見詰めておられますから、どうか人事院が公正、中立、厳正な立場に立つて国家公務員の諸君の権利を擁護してもらいたい。ストライキ権はない、団体交渉権はない、それにかわるものとして昭和二十三年の国家公務員法改正によって人事院の設置が認められたのだ。そこでやらない、国家公務員に関する限りはやりなさい、そういう設置されたんじゃないですか。それを十数年たつて今日、政府の手にこれを戻そうとしておられるわけだ。それもいい、それなら団体交渉権なり罷免権というものをやはり労働組合に与えて、そして労使対等の立場に立つて、人事院はもう要らなくなったから、ひとつ政府のほうに吸収してやろうじゃないか、これなら私は賛成します。そうじゃないでしよう。増原さんの提案理由の説明を拝見しますと、ILOが批准され、労働者側の態勢が、言うならば一つ確立していく、したがって、政府側もそれに対して態勢を整備していくのだ、こういう考え方、これはわかりますよ、思想的には、しかし、何が一体態勢の確立になるのですか。依然として団交権やストライキ権、基本的

な問題について一切たな上げで、これもしかしどっち向いていくかわからないような公務員制度審議会の中でやろうと、こうおっしゃるんでしょ。だから、そういう段階で少なくとも私は、人事院の権限をいささかなりとも減退さすことが変革はやるべきではない。これは非常に労働者諸君にとつては政府に対する不信を買いますよ、これは、そういう意味において私はいまの意見を述べているわけです。その辺が皆さんどうも少し合わない。しかもわれわれだつて耳を持って聞いているのですから、耳を。なるほどというやうな御説明があれば、ああそうか、人事院がある程度これはいじょうぶだ、よりよい人事行政、管理というものが国家公務員諸君についてやれるのだ、厚生問題でも能率問題でもやっていると、ああなるほどこれはベターだ、いいことを考えてくれたと、こういうふうな理解できるなら私たちはいいんだが、そこまで理解できない、ますます何か中央集権的な、コントロールを人事院から少しでも奪い取つて、政府がみずからの手でもってやりになりた、そういうふうなふうにししか理解できませんよ。これは一体人事院総裁にもう一回私は聞きたいのですけれども、これは長い懸案ですよ。持つてくる、持つてこないの具体的な問題は別として、人事院の改組というやうなことに、これは、ですから、たまたまILOの批准に便乗して、私が言うならば、やりいい時期にやろうというふうな受け取れないこともないのです。人事院は私はこういう変革に対して決して手を出して賛成しているとは思えない、率直に言つて、現在の人事院が現存している限りにおいて、これは私はそんなことを欣然として賛成するやうな人事院だつたらおかしいと思つて、そういう人事院総裁としてみずから一生懸命に努力して、足りないながらもせい一ぱいの努力をして、人事院に対して、こういう政府のやり方について私は憤激をすべきではないかと思つて、あなたは政府機関の人だから、そんなことをこ

りますけれども、およそ良識のある人間であるならば、心の底でそういう危惧をみんな持っていると思うのです。率直なひとつ御心境をお聞かせいただきたいと思うのです。これはもう非常に公務員諸君は危惧しているところですから。

○政府委員(佐藤達夫君) 鈴木委員が先ほど来お述べになりました根本的な考え方というものは私も全く同感であります。また、そういう考え方はこのILOに伴う公務員法の改正が問題になりまして以来、ずっと私どもは強く各方面にこれは訴えてまいつたつもりであります。むしろ今日の法案になったわけでありましたが、結局従来の法案と今回の御提案になっております法案とを比べますと、まあ相当の御理解と言いますか、だいぶ前の案とは変わつてきておられるわけでありませう。そこでいま残ります問題として、ただいま御指摘のような問題がございませうけれども、これはわれわれとしては先ほど申しましたように、基本的立場からいって、結局はやはり審議会でもよく練つていたで、それから手をつけていたで、ききたいという気持ちには依然として持つておりますけれども、ただ、しかし、国家公務員法の基本精神から言つて、今回の機構の改革が人事院に与えられた根本の使命に致命傷を与えるかどうかという観点から言いますと、前の案に比べると、よほどこれはことは非常に俗でございませうけれども、傷は浅い。そこをあえてこの際これを現状どおりにしたいだきたいというのをわれわれが申し上げるものは、ちよつとなわ張り根性と誤解されるおそれも、これは率直に言えというところでございませうから率直に申し上げますが、したがって、この程度の案ならばまずまず正直言つて、そういうことで、従来は非常に声を大にして、われわれの希望を申し上げてきました、衆議院の特別委員会でも申し上げてきましたが、今回はわりあいその点はあまり強いことばも申し上げられなと思つて、あとは国会の御判定を待つてしるべきではないかという気持ちでおるわけでありませう。

○鈴木強君 私は佐藤総裁の御発言は、総裁としてまことに適切な、りっぱな御意見だと思えます。少なくとも人事院が何者にも動ずることなく、所期の設立目的に向かって進んでいただくということは、これは私は当然のことであって、いまの御心境まことによくわかります。

そこで、これはもう幾ら質疑をやっておりますけれども果てしない、しかも時間には制限がある、こういうわけでございますから、この問題に対する増原国務大臣のひとつ決意を私は伺いたい。あなたが最初に言われたように、今度の改正、すなわち六条三項の追加をいたしておりますことについては、法律上、条文上いろいろ表現的には受け取れるが、その精神は、少なくとも現在の人事院の設置をされておりますその目的ですね。権限その他についていささかも変更を加えるものではない、微動だもするものではない、よりよく人事院とタイアップをして人事局というものは公務員諸君に対する利益保護のためにやっていくのだ、ですからこのことによつて従来の人事院の権限なり、機構なり、組織というものにつきましましてはいささかも変更を加えられるものではない、こういうふうには私はさっきあなたの考え方を受け取っているんですが、そのことについて私も明確にこの際してもらいたい、こう思います。

○国務大臣(増原憲吉君) このたびの公務員法改正によりまして、人事院の職員保護の権限、職能というものを阻害しようとしている意思は少しもございません。そのつもりで法案をつくり、改正をしていくつもりでございます。したがって、人事院は各省の人事管理を改善するための企画、調整をするというところに主眼があるわけでありまして、事実上総務長官を国務大臣とし、その人事機構を整備することによりまして、實際上法律の文句に書きあらわす以上の企画、調整による人事管理の改善が行なわれるというところをねらっているわけで、職員保護の点については、従来の人事院の権限をいささかもこれを損傷しようという考えはございません。そういう運用のしか

たはしないという決意でございます。

○鈴木強君 これは岡田室長に最後に私は念を押しておきたいんですが、いま大臣のおっしゃったような人事院に対する考え方はよくわかりました。そこで特にこの二、三あるいは一、この新しく追加をされます六条三項の人事局の事務のことについて、従来の人事院の権限、職能その他については一切微動だもしない、こういうことですか、したがって、将来にわたつて人事院のいまやっております仕事は一つも変わりはない、したがって、所掌事務の面におきましても一つも変化はない、したがって、そこに働いている職員その他の用員問題も含めあるいは予算問題も含めて、今後人事院に対する対策というものは人事局の設置によつて軽減され、縮小され、削減されるということとは、ない、こういうことをひとつ確認したい。これはあなたが荷が重かつたら大臣からでも伺いたい。それでなければおかしい、いま言ったこと。

○国務大臣(増原憲吉君) 御審議を願っている法案の中に書いてあります事項が若干人事局に移るということでございます。そういうものについては人事局に人事院から若干移してくると思うのでございますが、そういう法案に明記してあります点について若干の移動があることは申し上げるまでもないことでございます。しかし、基本的な考え方として、人事院の機構を縮小し、予算を削減する、そういう方向を持っておらないということはお述べになったとおりでございます。

○鈴木強君 だからね、私はこういうことを最後に聞くんですよ。皆さんはうまいことを言うんだな。私が聞けば、基本調査について人事院がやっていることについては全然手をつけません、それから各省庁からの苦情が来る、こうやってもらいたい、ああやってもらいたい、これもやはり人事院がやっていることだから、そのことについては手をつけない、それじゃ何を持ってきて、人を持ってきてやろうというんですか。そういうところが頭隠してしり隠さずで、基本的にりっぱなことをお述べになつていくけれども、具体的にそう

いうところで、われわれはなるほどこういうことを言っているけれども、裏には相当のものを保持してくるんだなと思う。これは人事院の機構の縮小、権限の縮小は少しもしないと言っておきながら、一方でそういうことをやるのはおかしいじゃないですか。そういう答弁は私は聞こうとは思わないんです。むしろそういう人事院のいままでやっておったことの上にさらにいままあなたが述べたようなことをやられて、そうしてそれが両方相待つてよりりっぱな人事行政、公務員擁護というものができる。こういうふうに理解するならば、これは従来やっていたことは大いにやられて、これは従来やっていたことは大いにやられて、そうして新設の人事局でこれをする上での体制をつくつたらいいじゃないですか。人を引っこ抜いてきたり、予算を引っこ抜いてきたりするということはおかしいじゃないですか。それではもう権限の侵害もはなはだしいですよ。これは理屈に合わない。

○政府委員(岡田勝二君) 附則の六条の三、人事局の所掌事務のところをごらんいただきますと、そういうお感じをあるいはお持ちになるかと存じますが、基本的に人事院と人事局との所掌の分配の全貌をここで説明させていただきます。

まず第一に、職階制でございますが、これは現在どおり人事院で一切所掌いたします。それから試験及び任免、これも現在どおり人事院で所掌いたします。それから給与に關する事務につきましても、給与勧告を含めまして、給与実施をも含めまして、一切人事院で所掌いたします。それから職員分限、懲戒、保障、つまりいわゆる不利益処分、審査、行政措置の要求、それから国家公務員災害補償法の取り扱い及びその異議申し立ての審査、そういうものも現在どおり人事院ですべて所掌いたします。なお、職員団体に關する事務も現在どおり一切人事院で所掌いたします。したがって、いま申し上げました能率、厚生、関係の一部、これととも、先ほど人事院総裁から御説明がありましたように、能率、厚生、根本基準の実

施に關する必要な事項は、人事院が所掌して人事院規則で定められるわけですから、そういう意味で、能率、厚生に關して大きな基本事項は大屋根はかぶるわけでございます。大屋根をかぶつたその下での実施のこまかいことをやっていく。服務につきましても同様でございます。で、服務の根本基準につきましても、やはりその大屋根は人事院規則で人事院が扱つていかれる。特に服務の中で政治的行為の制限、これは現在どおり人事院規則で定められるわけですから、それから私企業からの隔離、よくいわれます天下り、これを制限いたしておりますが、これを解除するかどうかの事務、これらにつきましても、やはり現在どおり人事院で所掌する。それから給与につきましては、先ほど一切人事院と申し上げましたが、給与以外のいわゆる勤務時間であるとか、休暇であるとか、そういう関係のいわゆる勤務条件、これらに關する事項につきましても、やはり人事院で所掌していただくということで、たとえば、服務につきましても人事局に移るものと申しますれば、職員が採用された場合に行ないますところのいわゆる宣誓でありますとか、あるいは職員として勤務しながら他の仕事に携わる——たとえて申しますれば、どこか大学なり学校の講師を兼ねるとかいうふうな、そういう他の事業への制限、あるいは秘密を守る義務とかいうふうな、この程度の若干のものが移るだけで、そうしてあとは人事記録に關すること、それから人事統計報告に關すること、これが人事局に移るといふことで、その範囲で人事院から人事局に移るといふことになるわけでございます。

○鈴木強君 そういうこまかいことを言われましても、そのことはたいした問題ではなくて、ぼくが言っている基本的な問題については、やはりおっしゃっているが、将来、いろいろな形において人も減り、予算も減り、分掌も減っていくと、こういうふうになると、御説明なんですから、これがいよいよ浅い傷か深い傷かのことだと思ふのだが、これはやはり少なくとも二十三年以来人

事院が果してきた使命、これは不満足な点もあつたかも知れぬが、そういうことにかんがみて、その根本的な体制の改善については、私がさつき申し上げた基本権の問題と同時に手をつけるべきであつて、いまその問題が未解決のときに、その人事院の組織、機構、権限に手を加えることは間違である、こういう思想は依然として私に質疑を聞いた中で動きません。ですから、皆さんはうまいことを言つて、根本は一つも変わらないとか、権限は動かさないとか言っているのだが、一城、一城おとしられていこう、こういうふうな考え方が明らかなりました。これは非常に私は遺憾なことであつて、少なくともとるべからざることであると、こう思います。しかし、どうも多少なり人事院の仕事をつちかへてくるから人も持つてくるのだという、そういうふうな考え方のようです。これについて私は、さつきから述べているあなたの方の考え方のほんとうの気持ちというものがあるのだというところがよくわかりました。これは断固私は反対です。しかし、まあ質疑の段階ですから、これ以上私申し上げてもしょうがないと思うのですけれども、どうかひとついまいちど私が心配をしているようなことの起きないようには十分配慮をもらいたい、これはひとつ希望意見として強く申し上げておきます。

それからその次に、新しく設置されます公務員制度審議会のことについて伺いたいと思ひますが、すでに同僚議員その他から質疑があつたと思ひますから、もしありましたらその点はもう前にあつたからとつてくださいます。

まず第一点は、ストライキ権あるいは団体交渉権等を含めて、この審議会は労働問題の基本について審議をするように私は理解をいたしました。第十四条の三項によりますと、「審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して内閣総理大臣に建議する。」と、こうなつております。したがって、深く私は伺ひませんが、まずストライキ権、団体交渉権の復活について、この審議会が設けられました。政府としては何かのの方針をおきめになつてストライキ権についてはどうか、団体交渉権についてはどうか、こういう御諮問なるのか。それとも、そうでなくて、これらの問題についてひとつ御審議いただきたいというところでおやりになるのか。この点が、運用の問題だと思ひますけれども、大事なところですから伺つておきたい、こう思います。

○国務大臣(増原憲吉君) 公務員制度審議会に対する諮問のしかたについては、まだ具体的に政府としてきめておるわけではございませんが、おおむね包括的に労働関係の基本についての改善策について諮問をするという、まあ包括的な諮問のしかたを考へておるつもりではないかと現在の段階において考へておるつもりでございます。ただ、この法案審議の過程等から考へまして、このたび政令をもって別に定めるといふ形で施行延期になりました。分にはまず取り上げて審議をしていただく、あるいは公社等における当事者能力の問題などは取り上げてまず審議をしていただくようなことにならうと思ひます。ただいまお述べになりましたような労働権の基本についての団体交渉あるいは争議権等についても審議がされると思ひますが、諮問のしかたは、現在の段階においてはまだ具体的にきめておりませんが、大体包括的な諮問のしかたを考へておるつもりではないかという程度にいまのところは考へております。

○鈴木強君 このいまのストライキ権、団体交渉権の審議をこでなさるわけですから、その際に、人事院機構の改善その他の問題について、この公務員制度審議会において関連をして政府が諮問をするお考えがあるかどうか、これはどうですか。

な問題を取り上げるといふふうにはいまのところまだ考へがきまつていない、そういう段階でございます。

○鈴木強君 これはたいへんな仕事をするにかなうと思ふのですから、なかなか時間もかかるでしようし、たいへんな御苦勞をいただくことになると思ひます。そこで、今回の審議会に付託をされて、実質的には凍結されるところが、重要なところがほとんどございまして、そういう問題が公労法の適用下の公労協諸君の当事者能力の問題とも関連をして、団体交渉、ストライキ権、こういうふうな審議が進められていくと思ふのであります。おおよそ審議会がこの目的を達成するためにできるだけの努力をして促進をして早く結論を出すというところにねらいを置かなければならぬと私は思ふのであります。したがって、いま、にわかには半年とか一年とか述べられないかも知れませんが、そういう審議会の今後の活動あるいは諮問の問題等とも関係がありまして、ちよつとむずかしい御答を要求するかも知れませんが、おおよそその審議会についてどのくらいの期間においてその結論を出そうとなさつておられるか、こういう点を一つお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(増原憲吉君) この点は御意見のとおりたいへんむずかしい問題で、期限をきめるということは困難と思ひます。基本的には、審議会がやはり自主的な審議をしていただくというところから、ただいまの段階で期限をどれくらいというところはちよつと申し上げかねるわけでございます。ただ、現在の修正案のとおり、この関係法案が成立をしますと、施行延期になります。ような部分については、条約発効の一年以内——条約発効するまでの期間にこの答申が出ることを期待しておるという程度でございます。

○鈴木強君 それでは、人事院総裁と増原国務大臣に対する質問は以上で終わります。あと公労法関係についてお尋ねしたいのですが、これはどなたが答弁してくれますか。

○委員長(安井謙君) もう間もなく、労働大臣が

本会議が終わつて来ると思ひますが、それまでしばらく労働局長がおります。

○鈴木強君 それでは、政治的な問題に関する点はあとで大臣が来てからお伺ひすることにしまして、私はこういう点をまず伺ひたいのです。

現行公労法というものは、よつて来たった歴史的な経過から見まして、いろいろこれは問題点が指摘されると思ふのであります。特に第八条の団体交渉権と、それから第十三条の資金上、予算上というものの関連ですね、あるいは地公労法第七条の団体交渉と第十条の予算上、資金上の問題等の関連、こういった問題については、あるいはまあ後ほどから伺う退職手当、これが団体交渉事項であるかどうかというふうな、そういうこともろろの問題が今日まで法解釈上というか、法律上の不備として指摘されておつたのです。ですから、私は今回ILO八十七号条約の批准がせつ々しくなされることであるから、そういう問題も少なくも御研究を長い間なさつておるわけですから、この法律改正の中で足らざるを補ひ、よき公共企業体の運営をするために、そういう懸案の問題の解決はこの際やるべきではなかつたかと思ふのです。ところが、そういう大事なところは全然改定の中には出てこない。むしろ当事者能力の問題については、これは長い間の懸案でいまさら始まつたわけではないのです。なぜそういう問題をもう少し煮詰めてこの機会にやつていただかなかつたか。こう思ひますから、この点を一つ伺ひたい。

○政府委員(三治重信君) 今回の公労法、地公労法の改正につきましては、これはILO八十七号条約と直接関連する事項についての改正、若干地公労法につきましては、この前公労法を改正したときに、地公労法が同じように改正されなかつた部分につきまして、公労法と同じように若干手続または規定を改正したところはございしますが、基本的には、このILO八十七号条約と関連する事項についての改正、ことに当事者能力の問題その他予算上、資金上の制限の問題、こういうふうな

問題は、御指摘のとおりに私たちも感じておりますが、これはいづれにしても非常に重要な問題でありますので、昨年の次官會議におきまして、これはひとつ根本的に審議会で検討された上で、その御審議を待った上で検討したい、こういうふうにしておるわけでございます。

○鈴木強君 労政局長、私は普通の場合ですと、そういう御答弁でわかるのですけれどもね、この問題に關する限りは、私にはそんな甘ったるい答弁では絶対に納得できないのです、これは。あなたも労政に長いこと携わっておるでしょうから釈迦に説法だと思えますけれども、昭和二十四年に国鉄が公社に分離したときに公労法ができた。そのときから団体交渉権というものが与えられたにもかかわらず、大事な給与問題は制約を受けておる。これでは、本来労使間における団体交渉権というものは名目的に与えられておるけれども、一番労働者が要求をしておる賃金についてはできないということになるのです、これは。だから、形式的な名を与えて何もできないというのが公労法なんですよ。そのために紛争が続いてきておる。だから、日本の公共企業体というのが、昭和二十三年、日本共産党の指導下に日本の労働運動が進んでおった当時、これは心ある労働者は民主的組合をつくるために立ち上がった、民主運動が進んできた、そういう中でマッカーサーの書簡を受けて日本の公労法というものができてきたのです。しかも、これはアメリカのTVA方式をとったわけですよ。その後二十七年には電電公社が発足して、新たに専売と国鉄と電電が公共企業体になった。その後五現業が公労法の適用を受けて、いま三公社五現業といっておるのはそういう発展過程で来てるわけですよ。いづれもそういう矛盾をはらみつつ、矛盾した公労法の中で労働運動をしておるわけですよ。だから、これを直してもらいたいというのは長年の懸案です。たとえば、電電公社のこの問題に關する経過をちょっと申し上げてみますと、昭和二十九年十一月の四日、臨時公共企業体合理化審議會、これは原三郎安さんが会長

で、時の吉田茂総理大臣に対して、臨時公共企業体合理化審議會の答申というものが出ておる。もう一つ、昭和三十三年十二月二十五日、これは公共企業体審議會の会長石坂泰三氏から、時の内閣総理大臣岸信介氏に於て、公共企業体審議會の答申というものが出ておるんですね。この内容を見ますと、いづれも公共企業体にもっと自主的な権限と能力を与えてやるべきである、給与総額制度というものはやはり考えなきゃならぬ。そのためには組織機構をこういふふうに変換したらどうか、こういう答申が、政府が諮問をして二回も出ている。昭和二十九年、いまから十一年前です。私はたしか三十一年に国会へ来たと思うのですけれどもね。毎国会において内閣総理大臣以下この問題を取り上げてきている。ところが、検討します、検討します。たなざらしをして、十数年の間、検討、検討で終わってきている。昨年、臨時行政調査会からも同様な答申が出ておる。四月十七日には、太田・池田會談によつてこの問題が取り上げられてきた。社会党は具体的にこの法律改正を国会へ出した。そういった過去十数年の歴史がある。これらの問題を政府は放置して、そしていまのような公共企業体の紛争というものが続いているんです。この事実をあなたは知っているはずなんですよ。そうであるならば、私はなるほど八十七号条約が批准される、それに關連して四三三項、五三三項といふものが、團結権の侵害になるからといふのでこれは直すのはあたりまえであります。しかし同時に、こういった問題は一つの問題としてやはり解決すべきである。もしかりにこれが荷が重過ぎるというならば、今日三公社五現業諸君の退職手当というものは、残念ながら国家公務員等退職手当暫定措置法によつてこれは公労法の調停委員会でもそういう判決を下しておる。にもかかわらず、一方では法律によつてこれが規制されておる、せっかく給与その他の問題について公労法第八條は団体交渉事項の中に入れておきながら、法律によつて規制され

ているものが出てきている。せめてこのくらいのものでないで出せないのですか。私は非常に、日本の労働行政、労働対策というのについては戦後まだ日は浅いかもしれません。しかし、真剣に祖国発展と、平和と生活の擁護を考えて、日本のこれらの諸君が一生懸命努力してくれていると思うのです。そういう人たちに、やはり与えるべきものは与え、行き過ぎはためていく、押えていくというところであればいいんだけれども、正当な要求を押えて、足も手も出ないようになっておる、そして弾圧だけやっていると、そういうけしからぬ労働運動というものが日本にできてきている。私はそういう、あまり何回も何回もだから言いたくないことなんだが、あまりにもこれらの問題に対する政府の熱意がないから、私はこういうふうな声を大きくして言うんです。十年間、私は毎国会やってきました、予算委員会でももう少し積極的に不合理な点はどんどん直していったらいいじゃないですか。当時者能力が大きくてどうも手がつかなかったというなら、これも不満であつても多少これはわかるんだが、せめてそのほかの管理運営事項等についても、一体紛争がずっと続いている。経営者諸君は、管理運営事項だと言つてみんな国交からはずしてしまつて、管理運営事項とは一体何か、この定義をはっきりしてもいいと思ふのです。そういうふうな、やはり明確にできる点はすみやかに是正をし、改革を加えて、一歩でも二歩でも政府の誠意というものが見えてくれば、労働組合の諸君だつてもものわかつておる諸君なんだから、なるほど政府に誠意がある、一歩、一歩ながらも前進してくれているなあ、おれらの気持ちもわかつてくれているなあ。ところが、何を待っているも全部十ばかりに逃げられておつたんじゃない、皆さんが、幾ら誠意があるとか、一生懸命やるとか言つてみたら、大衆諸君は信用しないと思うのです。だから、そういう観点に立つて、私はこの公労法の改正というものをながめたときに、せめてそれらの点についてなぜできなかったか、こういう気持ち

を非常に強くするわけですよ。これに対して、これは労政局長に大きな声をしてやつても響くかどうかかわからぬけれども、私のぐちゃぐちゃからぬですけれどもね。そう聞いてもらつたらさういふふうにも聞いてもらつてもいいけれども、少なくともあなたは次官の下にいる担当の労政局長だから、私の言うことがよくわかると思うのです。さうでしょう。まあ労政局長としてのこの問題に対するひとつ決意を含めて意見を聞かせてください。もし荷が重いなら、重くてもいいです。

○政府委員(三治重信君) まあ私の責任で答弁といふのはまことに荷が重いわけでございますが、ただ、従来大臣が国会において答弁されておる点をお伝えを申し上げますれば、問題点があることは十分承知しておる。しかしまあ、国会の予算審議権、政府の予算編成権というもののからみ合ひがあるので、この点はなかなか解決がむずかしい問題で、そのために今日まで延びておるんだ。したがつて、ここでILO八十七号条約の通過を機会に、根本的に公務員制度全体との関連もあり、公共企業体の運営についても、またそれを労働基本権との関連においても審議してもらふことにして、これについてはひとつ十分審議していただいた上で、基本的に政府として、まあ何と申しますか、積極的に対処していきたい、こういうのが従来労働大臣がお答えになつておる線で、われわれはその線に沿つて今後努力してまいりたいと思ひます。

○鈴木強君 まあ、当事者能力の問題が荷が重いと言ふなら、それじゃ三治さん、さつき私が言つた退職手当はこれは団体交渉事項かね。事項であるかないか大いに論議があるところなんだが、せめてそのくらいの改正はできなかったのですか。これはどうです。

○政府委員(三治重信君) 公労法のためえからいきますといふと、退職手当そのものは団体交渉事項であることは法の解釈上間違ひございませぬ。ただ、御指摘のように、現在退職手当法ができておりますので、この法がある限りにおいて、

その限度においては、団体交渉をして他の取りきめをしても、実際上機能しないであろうという意味において、当局と労働組合と退職手当の問題について話をしても、これはなかなか実効があらないう問題である。ただ、この退職手当と、そういうふうな法律で定めてある問題については、非常に基本的には退職手当というものはやはり勤務条件の一つの重要な事項でございまして、団体交渉事項であるという解釈には間違いございせんが、そういう法律がある場合には、その法に優先して、協約と申しますか、先にそちらのほうが効力を発揮するかどうかという問題は、今後の検討に待ちたいと思います。

○鈴木強君 さっきの人事局の解釈じゃないけれども、皆さんは法律を出すときにはうまいことを言つてばやうとしておいて、そして今度はいよいよ解釈するときになると、こういう解釈だ、あるいは解釈だと理屈づけています。この問題だって、人事局の問題だって必ず出てきますよ、これは。私が証言しておきますよ。で、退職手当が団交が団交でないかだつて、昭和二十四年に国鉄法ができて、二十八年まで大紛争をしたんだこれは。あると。言う。ないと言。それで二十八の三月十日に国鉄の労働協約の解釈に関する紛争というやつが出てきて、そのときに初めて退職手当は団体交渉事項だというふうに明確になったとばかりは理解しているのです。ですから、もし、いま三治労働局長が言われたように、確かに団体交渉事項であるというならば、その団体交渉によつて労働協約が結ぶ得るよういままの制度があればそれを直していくのが筋じゃないですか。もしかりに百歩譲つて、そういう国家公務員等退職手当暫定措置法の適用は受けているが、しかし、労働協約が結ばれて、団体交渉のほうがいまきまきまきまつたものは法律よりも優先して生きていくというなら別だけれども、そうきめてみたてきめられないんだこれは。そうでしょう。だから、そういう矛盾が八条との間にあるわけですから、

それならば私は百歩譲つて、いま直ちに三公社五現業については退職手当暫定措置法から抜いて、これは三公社の場合と国家公務員の場合、法律上から抜いて、そして、それぞれの独立の——独立というか、その法律の内容だけでもいいから団体交渉をとりあえず結んでおいて、それで法律を廃止すればいいのです。それから、今度はまた団体交渉を重ねていって、いいものはよくしていけばいいのです。そういうことは幼稚園だつてできるのだよ、これは。たいては法制局で頭を使わなくてもできるのです。だから、そういうようなことぐらいい、せめてあなたやつてやたらどうですか、これは。団交事項が阻害されるということとは、これはできるのだから。それができないというのをさきき聞いたのだが、その大事なところをひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(三治重信君) そういう御意見も傾聴に値する御意見だと思ひますし、その当時の事情は、先生も先ほどお述べになりましたように、暫定的に、この当時は一年、一年国家公務員の退職手当の暫定措置になっておりました、そこで非常にまあ争いが繰り返されてきています。今日においては恒久立法になっておいて、争いがなくなつたわけでございます。しかし、昨年電電の合理化について特別なやつをやる場合には、やはり立法措置をとつておる。そのときに労働大臣も、当時は大橋労働大臣だったのですが、そういう新しく特別の何かやる場合には、予算上の措置をとる上からいって、やはり立法措置をとることが適當であるという政府の判断だけれども、そういうような法律にやるにしても、その中身については十分団体交渉してほしいというふうなことを申されて、いろいろもんだ末、了解なつて、ああいう特別な合理化に伴う一種の退職の追加の法律ができたわけでございます。そういうふうな便法的な措置はあるかと思ひますが、しかし、退職手当法は、今後やはり社会保障の進展とともに、恒久的な、まあ何と申しますか、人の考後の問題とも、いわゆる

社会保障、年金ともからんでくる問題でございまして、こういうふうな長年の資金計画、あるいは恒久的な制度というふうなものは、まあ立法にするか、協約がいいかの基本理念は別といたしましても、いづれにしても、相当安定的な制度としてきちんと保障されることが必要じゃないかという意味において、形式は法をとつても、その中身の問題についてはやつについては、今後とも政府、労使ともども、国の恒久的ないわゆる社会保障、あるいは老後の保障というふうな問題の見地から、いろいろ内容的に改善していく努力は惜しむべきではないというふうな考へております。

○鈴木強君 昨年の電電公社の女子職員の、合理化によつて退職した人たちに特別な措置をするというの、これは法律で出しました。しかし、その出てきた根拠がこれは不純なんだ、私たちに言わせると。問題は退職金が金を出さない。よつて法律によつてきめれば金が出てくる。なかなか団交でやつてみたつて給与総額があるからふくらまぬというふうなところからやつてきた一つの方便であつて、だから、私は百歩譲つて、あなたに言っているように、国会のお世話にならなくてもいい。現行の基準、すべてでそれ、退職手当法の中にあるそういうものを、とりあえず労使間において協定をする。そしてその法律は廃止していく。あと、これは当事者能力もやがてくるわけだから、ですから、団体交渉によつて資金面については是正していく。たとえばスエーデンあたり行くと、六十七歳になつたら五十一万円の年金がばつと支給されるのです。それは西欧並みなんと言つて、日本のやつはそこまでとも行かないのだから、まあそれは余談ですけれども、そういうふうにして労使間でも協約でやつて、初めに公労法第八条の団体交渉事項の中の給与その他という問題が生きてくるわけですから、そういうふうにしてやるのが、これはもう労働運動上、労働行政上正しいのです。だから、そのところをせめておやりになるだけの意欲はどうして持たなかつたのでしょうか。かりに、これが国会に予

ていく。ただ、この中身の改善につきましては、たとえそれが法律で、法律という形式を持っても、中身の改善には、労使双方お互いに話し合つて改善の方向についての努力をやつていけば、その形式にこだわらぬでもいいではないかというものが私の率直な気持ちでございますが、今後とも大いに研究努力してみたいと思います。

○鈴木強君 これは労政局長、非常に消極的です。もう一步、私はそういう団体公渉事項であるということがはつきりしたならば、制度上の不備を是正するために前進すべきです。これは、そうすることが初めて公企業におけるよき労使慣行を築き上げるいしづえになると私は思います。それから、もう総理もお見えになっておりますし、時間の関係もありますから、私はこの点についてはこれ以上は言いません。むしろ、公労法のよって来た原因がさつき申し上げたようなところにありますから、私は率直に言つて、アメリカのTV Aの労使関係の労働協約等についても、いまの団体交渉事項は管理、運営であるかないか、こういった問題にわたつてもう少し私はお伺いしたかった。しかし、時間の関係でこれは省略いたしますけれども、退職手当制度そのものがいまのような法律で実施されていることについては公企業職員は非常に不満を持っておりますから、これを早く、本来の団体交渉事項であると言つてこの八条に即応する姿に戻していただくように、これはひとつぜひ積極的によつてもらいたい、こういうふうにお願ひしておきます。

それから、労働大臣、総理がお見えになりましたから、私はちょっとお尋ねします。

先般下ライヤー調査団が日本に参られまして、日本の労働事情についてつづきに御検討いただいたと思うのです。その結果、調査団から一つの提案がありまして、これを政府は受諾をなさつたわけですね。今日までいろいろ御苦労いただきました。予備折衝等を労使とも重ねてまいりました。で、聞くところによりますと、十八日ですか、定期会談が持たれるようになったことは、非常に私

はけっこうなことだと思ひまして、御苦労には深く感謝いたします。その内容について私はどうか何おうとはいはしません。ただ、ここで確かめておきたいのは、この提案の中に、条約を批准するといふようなことはこれは大きな問題の中の一つである、根本的にこの日本の労使関係というものに對して、相互信頼を旨とするということがやはり基本であらう、したがつて長く延びておる、五年間も六年間も延びておる、この批准がおくれであるといふことについては、直ちに措置をしてもらいたいが、これがかりにできたとしても、批准といふことはその措置の中の最初のものでなければならぬ、こういうふうに述べておるわけですね。したがつて、今後私は定期会談の中で、ひとつ総理も御出席のようでありまして、ここに提案をされた内容をよくかみしめていただいて、そしてその本来の姿の方向に持つていっていただきたい、こう思うのであります。それに対して御所見を最初に承りたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) ドライヤー氏の提案は、お話しのように条約の批准は出発点であるといふことが指摘されておるのであります。問題は、それを出発点として、わが国の労使関係が相互の理解と信頼の上に近代的工業国家としてふさわしい姿に成長していくことが大切であらうと思つておるのであります。したがつて、十八日には総評、それから二十一日には同盟側の人々と定期会談を行ないます。この定期会談に出席する相互のメンバーは新聞等で御承知のとおりであります。そういう趣旨で、まず会合の運営、議題等も十分配慮して、お互いの信頼を築き上げる方向に向かつて努力をする。この労使関係というのは相対的なものでありますから、それぞれがお互いの責任を追及し合つておつたのでは問題は処理されないものであります。良識と理解と反省の上に立つて前進をしてまいりたい、こう考えておる次第であります。

○鈴木強君 それから、日本には総評と同盟と中立労連というのがございますね。まあ、中立労連

に官公庁ないしは公共企業体ですね、こういった職員が入つておるかどうかよく私も知りませんが、そういう組織と定期会談をするといふようなことは、どうなんでしょうか。

○国務大臣(石田博英君) ドライヤー提案を受けた形の定期会談は、公共部門における労使関係といふことにさしあたつてはなつておるのであります。それから、公共部門の組織体であります総評と同盟、それから、総評にも同盟にも入つていないといふ公共部門の組合がございます。それは、その組合についてはその組合自体の希望を聞きまして、その希望するどちらのほうかに、折衝してどちら側かに入席していただくようにきめたい、こう思つております。しかし、将来の問題といたしましては、日本の労使関係全体、こういうことについても民間部門においても話し合ひの機運ができてくることを望ましいと思ひます。しかし、その場合の使用人、民間の場合の使用人といふのは政府ではございませんので、そういう場合の組み合わせ等は別の問題として考えなければならぬ、こう思つております。

○鈴木強君 それから、六月にILOの総会があると思ひますが、この提案によると、労働大臣にも出席してもらいたいという要請がございます。これは内閣改造がうわさされておりますから、まあ、石田さんに行つてもらいたいところなんです。が、おそれるようなかわからぬから、それは別として、労働大臣という固有の名称を使ひますが、労働大臣はやはり出席して、ドライヤー提案によつてこうなりましたという報告をするスタンバイはできておりますか。

○国務大臣(石田博英君) むろんその方針であります。時間的その他の関係がありまして、一応政府代表として始閣政務次官を考へて準備を進めておる次第であります。それはそれであります。こゝにいわゆるウイジティング・ミニスターとして、この提案を受諾した一つの義務としてそういうことを行なうべきだと思つております。

つだけお尋ねをして横川委員にバトンタッチをいたしたいと思ひます。ほんとうはもう三十分ぐらゐ先に総理大臣も労働大臣も来ていただければよかったんですけれども、私は今度持たれる公務員制度審議会の中で、労働基本権の問題が議題になるようでございます。お伺いしますと、具体的にどういふ提案をするかといふことは、増原国務大臣のお話ですと、まだきまつておらないといふことでございます。したがつて、この基本問題の解決は非常に大事なことでございます。特に三公社五現業の公労法上からの、あるいは人事院勧告上の問題からしても、非常にこれは問題の多いところですから、私は新しくできるこの公務員制度審議会の中で、それこそ従来十数年間われわれが叫び続けてきたところの意見、いま佐藤さんが総理大臣になつておられますが、かつて大蔵大臣当時も公共企業体の自主権の確立、予算制度等に対する改革等については私はいふ意見を申し上げたのであります。私にはよく覚えていただいております。そういうわけで、われわれが今日まで当事者能力、労働基本権の問題が未解決になつておるといふことは、非常に遺憾であるといふ気持ちを持つておりました。ですから、どういふ答をするかは別として、この公務員制度審議会の中でこれらの問題についてはすみやかに結論を出してもらいたい、こう思うのです。これはひとつ総理大臣からも、私は非常に大事な問題でありますから、太田・池田会談等によつてもクローズアップされ、いまここにこゝしの公労協の労働運動を見ましても、これが原因で大へんなトラブルが起きております。公務員諸君が、人事院勧告を完全に実施してくれない、それでストライキや団交権を奪つておるじゃないか、こう言つております。このことは労働運動における相互不信の大きな原因になつておることは事実であります。ですから、これらの問題を含めて、私は佐藤内閣、手がけたことありますから、きちつと解決をつけるようにこの審議会の中でやつてもらいたい、と、こういう私は強い希望を持っております。

ら、このことに対して私はお二人から御所見を承って終わりたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) 公務員審議会は、たゞいまお話しがありましたような問題を含めて、まづ第一には、今度の八十七号条約の批准について三党の共同修正によってペンディングになっておる国内法の問題、それから当事者能力の問題、さらに公共部門における労使関係の基本的各種の問題、これらが当然議題になって御検討されることと思っております。

○鈴木強君 いや、なっていると思うのですけれども、それに対して積極的に政府がイニシアチブをとって解決してくれるかというのを聞いておるのです。それはおまかせきりですか、どうぞよろしく願いますと言つて、おまかせきりでですか。

○国務大臣(石田博英君) しかし、政府としては委員を委嘱し、その委員の方々に御検討を願う、その御検討を願う議題はこれこれ、これこれについてひとつ御回答願いたいということ、こういうことでございまして、方向等はすでにたとえ臨時行政調査会等の意見もございまして、そういうようなものについて十分御参酌の上、世論の動向を見きわめて適當なる答申をしていただくものと考えております。

○鈴木強君 総理に御答弁いただく前に、問題は、さっきも私は増原国務大臣にも御質問したのは、一体諸問のしかたはどうするのだと聞いたのです。たとえば具体的に国交権はこうあるべきである、スト権はこうあるべきであるということ、政府がおきめになって、これをどうでございましょうかという諸問のしかたもあるわけでしょう。それから基本権について——基本権というところで国交権、ストライキ権を含めて基本権についてどうしたらよろしいかと、総理大臣があれでございまして、説明をし、それで大ざっぱにやつていく方法と、二つぽくはあると思うのです。そのいずれにしても、もし前者であるとすれば、積極的にこれから内閣は検討しな

ら、このことに対して私はお二人から御所見を承って終わりたいと思います。

ればなりません。そうでなくて後者としても、その関係資料なり、あるいはその委員諸君の頭の中にすみやかに入れておかなければならぬものがあるもので、そういうP.R.なり、そういうものをどんどんやって、熱意を持ってその問題を解決するのだという、そういうやり方は積極的な姿勢を持つていなければいかぬと私は思うのです。

○国務大臣(石田博英君) 諮問のしかたは、政府が一定の案を持ってその可否を問うという方法をとります。問題点をあげて、それに対する御意見を伺うのでありますが、その問題点についての資料は、現在までの論議の経過、実情、そういうものについてはむろん十分の準備をしなければならぬと思ひます。いずれの問題一つをとりますとも、長い間議論をされたことでありまして、しかも、それを比較的短い間で結論を得なければならぬことでもありますから、それに対する所要の準備をすることはむろんであります。

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。ただいま石田労働大臣の答弁でいいかと思ひますが、私自身も——終戦後始まった組合のあり方、同時にまた公務員制度、これも戦後新しくスタートしたのであります。ことにいま公共企業体といわれておる三公社五現業、こういうようなものは全然新しいものであります。在来からありますもの、その性格も戦後においては変わつていゝる。そういう意味におきまして、この公務員制度審議会が取り上げる問題は非常に基本的なものであり、また時代に即したものでなければならな

い。そういう意味で、重要性も在来の考え方よりもひととき大事なものでございます。在来からしばしば申し上げるように、審議会の答申は私ども尊重する、かように申し上げておりますが、今回のこの問題についてこそ、ただいま労働大臣から申し出ておるうちに、政府自身が一応の腹案を持ってそれを審議会にはかる、このような形でなしに、ただいま申し上げるような新しい制度であり、また今後いかにあるべきか、こういう点につきまして慎重に各界の御意見を聞く。そうして、しかる上で、政府の責任をもって政府の責任において最後の案をきめる、こういうことでありたい、かように思ひます。どこまでも答申を尊重して、その気持ちには変わりありません。やはり国会や国民に対して責任を負うものは政府である、このためだけにはくすしたくはございません。そういう意味でただいま申し上げた次第であります。

○委員長(安井謙君) 横川正市君。○横川正市君 今日、ILO条約の批准案件を審議する最終段階を迎えておるわけでありまうけれども、その最終段階を迎える審議の段階に至つても、なおかつ、多くの問題点が残されているわけでありまう。ことに審議会へ大幅な問題が移されておりますけれども、大体いままでも議論をいたしました問題のうち要点となるものについて総括的に質問をして、総理と関係大臣からの答弁をいただいておりますかと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。ただいま石田労働大臣の答弁でいいかと思ひますが、私自身も——終戦後始まった組合のあり方、同時にまた公務員制度、これも戦後新しくスタートしたのであります。ことにいま公共企業体といわれておる三公社五現業、こういうようなものは全然新しいものであります。在来からありますもの、その性格も戦後においては変わつていゝる。そういう意味におきまして、この公務員制度審議会が取り上げる問題は非常に基本的なものであり、また時代に即したものでなければならな

い。そういう意味で、重要性も在来の考え方よりもひととき大事なものでございます。在来からしばしば申し上げるように、審議会の答申は私ども尊重する、かように申し上げておりますが、今回のこの問題についてこそ、ただいま労働大臣から申し出ておるうちに、政府自身が一応の腹案を持ってそれを審議会にはかる、このような形でなしに、ただいま申し上げるような新しい制度であり、また今後いかにあるべきか、こういう点につきまして慎重に各界の御意見を聞く。そうして、しかる上で、政府の責任をもって政府の責任において最後の案をきめる、こういうことでありたい、かように思ひます。どこまでも答申を尊重して、その気持ちには変わりありません。やはり国会や国民に対して責任を負うものは政府である、このためだけにはくすしたくはございません。そういう意味でただいま申し上げた次第であります。

○委員長(安井謙君) 横川正市君。○横川正市君 今日、ILO条約の批准案件を審議する最終段階を迎えておるわけでありまうけれども、その最終段階を迎える審議の段階に至つても、なおかつ、多くの問題点が残されているわけでありまう。ことに審議会へ大幅な問題が移されておりますけれども、大体いままでも議論をいたしました問題のうち要点となるものについて総括的に質問をして、総理と関係大臣からの答弁をいただいておりますかと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。ただいま石田労働大臣の答弁でいいかと思ひますが、私自身も——終戦後始まった組合のあり方、同時にまた公務員制度、これも戦後新しくスタートしたのであります。ことにいま公共企業体といわれておる三公社五現業、こういうようなものは全然新しいものであります。在来からありますもの、その性格も戦後においては変わつていゝる。そういう意味におきまして、この公務員制度審議会が取り上げる問題は非常に基本的なものであり、また時代に即したものでなければならな

い。そういう意味で、重要性も在来の考え方よりもひととき大事なものでございます。在来からしばしば申し上げるように、審議会の答申は私ども尊重する、かように申し上げておりますが、今回のこの問題についてこそ、ただいま労働大臣から申し出ておるうちに、政府自身が一応の腹案を持ってそれを審議会にはかる、このような形でなしに、ただいま申し上げるような新しい制度であり、また今後いかにあるべきか、こういう点につきまして慎重に各界の御意見を聞く。そうして、しかる上で、政府の責任をもって政府の責任において最後の案をきめる、こういうことでありたい、かように思ひます。どこまでも答申を尊重して、その気持ちには変わりありません。やはり国会や国民に対して責任を負うものは政府である、このためだけにはくすしたくはございません。そういう意味でただいま申し上げた次第であります。

○委員長(安井謙君) 横川正市君。○横川正市君 今日、ILO条約の批准案件を審議する最終段階を迎えておるわけでありまうけれども、その最終段階を迎える審議の段階に至つても、なおかつ、多くの問題点が残されているわけでありまう。ことに審議会へ大幅な問題が移されておりますけれども、大体いままでも議論をいたしました問題のうち要点となるものについて総括的に質問をして、総理と関係大臣からの答弁をいただいておりますかと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。ただいま石田労働大臣の答弁でいいかと思ひますが、私自身も——終戦後始まった組合のあり方、同時にまた公務員制度、これも戦後新しくスタートしたのであります。ことにいま公共企業体といわれておる三公社五現業、こういうようなものは全然新しいものであります。在来からありますもの、その性格も戦後においては変わつていゝる。そういう意味におきまして、この公務員制度審議会が取り上げる問題は非常に基本的なものであり、また時代に即したものでなければならな

出てきているのだと思ひます。しかし、与野党、衆参を通じて、この問題を審議する間に、一応良識としてお互いの立場というものを表明して一致点というものを找出してまいつたわけでありまうが、その中でも私が非常に残念に思うのは、この案件が今日まで来る間にすでに与野党間において、ことに倉石代議士の政府における代表者の資格といひますか、池田総理大臣からの委嘱といひますか、政府を代表し、あるいは衆議院の与党を代表するという形で委員会に出席をし、与野党間で折衝をされた問題というのができたりしたのに、そのことが、事実上与野党間における折衝の経過が、結論が出たというにもかかわらず、衆参におけるこの審議の組上りな

ら、このことに対して私はお二人から御所見を承って終わりたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) 私に先に申し上げまして、あとから総理が申し上げます。

○国務大臣(石田博英君) 私に先に申し上げまして、あとから総理が申し上げます。

○国務大臣(石田博英君) 私に先に申し上げまして、あとから総理が申し上げます。

○国務大臣(石田博英君) 私に先に申し上げまして、あとから総理が申し上げます。

ます。しかも、それが三党共同修正案ということ
で処理をされたのでありますから、そういうよう
な精神は生きておる、こう私は考えておるのであ
ります。ただ、われわれは政党内閣でありまし
て、議會に對し、國民に對して政府が責任を、政
党を背景として、自由民主党を背景として持つて
おるわけでありまして、この法律案を提出する
場合におきましては、まずその立場から提出す
る、そして審議その他を通じて十分野黨の意見
も伺つて、そして良識ある結論を求めていくと
いうことでなければならぬと考えておる次第でござ
います。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま倉石修正案に
ついてのお答えがございましたが、私は、いわゆ
る倉石修正案というものを國會において各黨間で
話し合ひをしていく。今回の場合は、これがいわ
ゆる三党共同修正ということで話ができれば上が
った。こういうことを考えてみますと、いわゆる
審議を通じて、國會の内外を通じて、各政黨間にお
いての議會運営のあり方としては、それぞれが話
し合ひを続けていく、こういうことにあると思
います。いわゆる倉石修正案なるものが今日生き
ておるか、生きてないかという議論よりも、今回
出た三党修正案のこれが、たいへん私は國會審議
上意義のあることと、かように考えております。

○横川正市君 私は、審議の経過の中で、ことに
政治が流動しているわけでありまして、その流
動しているという状態を否定するわけではありま
せんけれども、実際には信、不信という問題が組
上にのぼる場合には、私は当然兩黨間の信義につ
いて、守られていないという点に問題があるのだ
ろうと思つております。当然与黨の持つており
ます政府との関係や、野黨の持つております任務
とか、當然の責務というものは、これはお互いそ
れぞれの立場の違つた面で重要なものがあると思
うのでありますけれども、少なくとも、ある意
味で一致点の出たものについては、お互いそれを
履行するという、そういう慣行といひますか、そ
ういふものはぜひひとつ樹立していくように、与

野黨努力すべき問題だと思ひますし、これは内閣
の當然責任の問題だと思ひます。そこで、そこ
で、そういう問題があるにもかかわらず、実は
信、不信の問題にまいりますと、実は衆議院での
三党の修正案による凍結された部分等について、
当然これは審議會での審議を経るわけでありま
すけれども、その審議會の審議を経るにいたしま
しても、政府の考え方は一体どういう考え方を
持つておるかについて、ここ五日間にわたつて審議を
いたしてまいつたのでありますけれども、その審
議の経過からいいますと、実は非常に大きな考
え方の違いというものが随所に生まれてまいつて
おるわけでありまして、その考え方の違いは、私
は、これは日本の行政を担当する人たちの行政上のい
ろいろな経過のないきさつといひますか、そうい
つたものが、いま新たに批准をしようとする新し
い事態に對して、新しい事態を認識するよりか、旧
態然たる態勢の中で、これを少しでも有利に消化
をしようとするそういうさういふ意識が、あ
るいは保守性といひますか、そういうものがあ
つて、意見が一致しなかつた点が非常にたくさん
あると思ひます。そういう、まあい
れば私自身の不信感というものを持つております
で、これに對して、項目はあまり多くありません
から、それぞれひとつ答弁をいたしたいと思
ひます。そのさし示すことがきつて明確になつ
ておりますし、それを批准するといふことは、
いろいろ具体的な法律上の、国内法の処理上の義
務を当然伴つてまいります。それは条約や決議案
の示す精神を尊重するといふことと同様に、そ
ういふことが伴うのであります。ドライバー提示

案の場合は、これは八十七号条約批准という問題
と、それから日本の労働関係の前進といふこと
についてのドライバー委員会のお考え、示唆、こ
うとつておるのであります。政府はそれを受諾し
たしましたので、その精神に基づいてその具体化
をはかつてまいるのであります。その具体化の
過程までこまかくは書かれてはおりませんけれ
ども、その精神は、われわれがILOに加盟し、そ
の精神を尊重するといふことと同じ立場におい
て、ドライバー提案の精神をくみ取つて、そうし
て具体化に努力いたすつもりであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 条約や勧告や、批准を
受諾したときに伴うような明確な義務関係とい
ふような受けとめ方ではないのであります。その
精神を受諾をいたしまして、受け取りまして、そ
の精神を尊重して、そしてそれを具体化するの
は政府の責任においてやつてまいり、こういう
うに考えておる次第であります。提案自体もそ
ういふ方法まで指示しておるわけじゃござい
ません。

○國務大臣(石田博英君) 条約とか決議案とい
うものは、そのさし示すことがきつて明確にな
つておりますし、それを批准するといふことは、
いろいろ具体的な法律上の、国内法の処理上の義
務を当然伴つてまいります。それは条約や決議案
の示す精神を尊重するといふことと同様に、そ
ういふことが伴うのであります。ドライバー提示

○國務大臣(石田博英君) ドライヤー提案のさし
示す方向といふものについては、われわれは別
に解釈上の問題といふのは起こらないと思つて
おります。それは、そんな解釈上の問題が起こる
ようなことまで言つておるわけではないのであ
ります。ただ、ILOの条約についての解釈、特
にわが国が批准をいたしましたものについての解
釈等についても、これはやはり字句上の解釈の
他、できればこの定期会談等において意見の
一致を見るように、ジュネーブまで一々伺ひを
立てて、その御判断を得なければ何とできない
ようなことではないようにいきたい、政府は、む
ろんそういう態度をとつてまいりたいと思つて
おります。

○國務大臣(石田博英君) 条約とか決議案とい
うものは、そのさし示すことがきつて明確にな
つておりますし、それを批准するといふことは、
いろいろ具体的な法律上の、国内法の処理上の義
務を当然伴つてまいります。それは条約や決議案
の示す精神を尊重するといふことと同様に、そ
ういふことが伴うのであります。ドライバー提示

○國務大臣(石田博英君) ドライヤー提案のさし
示す方向といふものについては、われわれは別
に解釈上の問題といふのは起こらないと思つて
おります。それは、そんな解釈上の問題が起こる
ようなことまで言つておるわけではないのであ
ります。ただ、ILOの条約についての解釈、特
にわが国が批准をいたしましたものについての解
釈等についても、これはやはり字句上の解釈の
他、できればこの定期会談等において意見の
一致を見るように、ジュネーブまで一々伺ひを
立てて、その御判断を得なければ何とできない
ようなことではないようにいきたい、政府は、む
ろんそういう態度をとつてまいりたいと思つて
おります。

○國務大臣(石田博英君) ドライヤー提案のさし
示す方向といふものについては、われわれは別
に解釈上の問題といふのは起こらないと思つて
おります。それは、そんな解釈上の問題が起こる
ようなことまで言つておるわけではないのであ
ります。ただ、ILOの条約についての解釈、特
にわが国が批准をいたしましたものについての解
釈等についても、これはやはり字句上の解釈の
他、できればこの定期会談等において意見の
一致を見るように、ジュネーブまで一々伺ひを
立てて、その御判断を得なければ何とできない
ようなことではないようにいきたい、政府は、む
ろんそういう態度をとつてまいりたいと思つて
おります。

たず、従来の行政担当者としてのやり方をより都合よくしようという意図が底に流れているのだと、こういうお話でございすが、批准に伴う新しい労使関係の上に立つて行なうべきことは、政府としては積極的に改正案の中に盛り込めるつもりであります。ただ、行政担当者あるいは労働組合というだけでなくて、自分の立場から見れば、従来の慣行というものが、そのとおりの立場によりまして、それは古いものだ、古い慣行だというものでも、また別の立場にある人は、外国の例にはないかもしれないけれども日本にとっては必要だ、こういうような議論も出てまいることは非常に多いのであります。それはどうもやむを得ないことでありまして、議論を尽くし、そして今度は公正な第三者を中心とした公務員制度審議会等において、そういう議論の分かれるところ、ひとつ御答申をいただくようにしたいというところでございします。

○横川正市君 これは審問関係の資料の中に、これは法務省の刑事局の参事官の証人としての喚問された中にあるわけですが、こういうふうな言っているわけですね。いろいろなことは起こるけれども、いままでの日本政府の行政上の制約とか、あるいは行政上のいろいろな行為は、たとえば八十七号条約が締結された時にあっては、一向に変わらない。なぜかわからないという、われわれは八十七号条約を批准したと同じ態度でその行政を執行してきたからだという意見があるわけなんです。これはとらえてみますと、一体八十七号条約のとらえ方をどうされたかについても不明確であります。観念としては、私はこういう観念があるのだと思ひますね、実際上。それを突いて非常に私どもは新しい事態に対する心がまえとして、いかにも現状にとどまっているという保守性を持った態度ではないかというふうに思うのです。しかし、これは具体的にそれがどうかこうかということ、ここで明確にするわけではありませぬけれども、少なくともいろいろな議論の中

で、解釈とか何とかというのは、日本の行政担当者というのは非常にこまかに、もうどこから突つかれても心配ない、いわゆる自分の見解というものは、これは絶対に間違いないのだというふうな、石橋をたたかなければ渡って行かないという、そういう態度から起こってくる幾つかの問題というものが、実は大きな不信感を持たせたり、それと呼び起こす原因になったりしているわけですね。だから私は、解釈についてはいろいろあるのはこれは当然でありますけれども、これを実行する場合には、やはりこのILOの条約の精神というものを、もっと前向きでとらえて解決をするという指導があつてしかるべきではないか、こういうふうな思つておるわけです。そういう点から、たとえばドライヤー勧告の中に、労使間に根強い不信感がある、こういうふうな言われている。一体ドライヤー勧告が言った根強い不信感というのは何だと、たとえば、というふうな抽象的には何回か答弁されておりますけれども、おそれくこれは労働大臣並べてみて、こういう事態、こういう事態、こういう事態がお互いの不信感を呼び起こしていることだから、これに対してはこう対処するということ、そういうものは私はないのじゃないかと思うのです。不信感というものは、私は率直に言つてみますと、労働組合あるいは職員団体が黙つて仕事をしていたら、あなたのほうからそれに対して満足いくような労働賃金とかあるいは福利厚生施設とか、そういう条件の改正をしてくれる、そういうような状態ならば、これはあなたのはうでは労働組合に対して不信感持たないと思う。ところが労働組合は、そういうふうにしてくれないから要求をする。これはもう要求を受けたほうは、それを受けたその立場に立つて主観的にいろいろな面をそれとらえるわけですよ。それで、そのとらえ方をその相手側が、もう極端に保守的であれば、全くお願いしなすと言つたことでも、これはもう不信行為になるし、それからある程度の實力行使をやつても、まあそれはやむを得ないことだといつてそれを容認

するといふいわゆる受け取り方があるわけですね。その受け取り方を、私は政府に、この不信感を除去する一つの問題としてあげ、そしてそれは、たとえばILO精神にのっとつてものを解決する場合に、いまの政府やいまの労使間にあるところのいろいろな問題については、これはこうしたら不信感が除けますよという具体案というものはあつてしかるべきだと思つたのです。それがないでしよう、実際には、だからこの問題を、ドライヤー勧告の不信感の問題一つとらえてみて、実はこれは解決しようと思つて、いろいろな点でぶつかり合うか、これが不信感だ、これは不信感じゃない、いやこれは正当だ、これは正当でない、という問題に私は発展していくんだと思つたのです。これをどうとらえて政府としてこれを解決しようとするか、その点で労働大臣はお考えでしょうか。

○國務大臣(石田博英君) 前段のドライヤー委員の審問の記録のごときものを提示されましたが、その審問は秘密会議でありまして、その記録のごときものは全然世の中に出す性質のものではないと存じます。

そこで、不信感の除去の問題であります。不信感のよつて来たところは何かと言へば、これはやっぱり一つには歴史的経過であります。もう一つには、やっぱりお互いが大きな壁なりみぞなりを隔てて、接触し合なかつたというところにあるのだらうと思ひます。さらに言うならば、世界の連いつたかといふこと、言へば、世界観の違ひといふこと、言へば、私はいまやばりお互いの考え方をそれぞれが遠くから察して批評し合つたりしてゐるところに問題がある。これを処理してまいりますためには、やっぱり一つには、しばしば會つて話をしていくことだと思ひます。これは民間の労使関係という場合は、いろいろな争ひがありまして、やはり信頼関係がその底にありますのは、やっぱり民間の労使は、結局はしつちう會つてゐるということにもあるだ

らうと思ひます。それからもう一つは、やっぱり実績の積み重ねでなければならぬと存するのであります。まあたとえて申しますと、労働運動に対する、あるいは労働者に対する権利付与の問題でも、そういう権利や自由を与えればすぐ多くの人に迷惑をかけるようなそういう行為をすぐするのではなからうか、これはやっぱり不信感から出た結論であります。同時に、何か労使の従来の間違ひを訂正する法律を出せば、それはすぐ組合を弾圧するのではなからうかと、まあそういうふうにお互いに裏を、悪いほうに取り合うところに、やっぱりその問題の解決を困難にしているものがあるものでありまして、やっぱりお互い人間同士でありますから、善意を土台といたしまして、そうして接触によつて理解を深めていく、これが具体的に問題を処理するゆゑんだらうと私は考へるの

であります。

○横川正市君 議會答弁はこういうものですかという漫画入りの新聞記事を見ますと、うそを非常に上手に言うのが議會答弁だと、これはまあ議會における最たる不信感だと私は思うのです。そうではないに、もっとこういうきわめて重要問題については、現実をとらえてきわめて徐々ではあつても解決のためには努力をしていくという方向さへ確認できれば、私どもは少しぐらいの時間をかけてそれを待つというところはやれるわけですね。ところが不信感の最大のものは、対決しているわけですよ。まず相手を信用しておらない。言つていふことは必ず裏がある。しかもそれを具体的に証明されるそういう事態が起こつてくる。そういうことがあるから、私はこれはいかぬのだと思つたのです。もっと端的に言へば、たとえば石田労働大臣のいま言った速記録に残つたような精神は、内閣改造であつたがやめたらこれは消えてなくなつてしまふものでは困るのです。これはやはり労働行政の中に一環として残つていかなきゃいけない問題だと思つたのです。実際には、ところがいままでの日本の議會におけるいろいろなことは、たとえば日教組の関係の大臣との折衝なんという

は、あれは荒木さんの出てくる前まではみんな自由によつておつたことなんですね。だからそれがちゃんと慣例になつておつたかという、いつの間にか政策が変わつたのか、今度は荒木さんになつたら絶対に会わないという事で、会わないから多くの問題が起つてくる。私は議會答弁におけるいわゆる政府側のもつと信頼のおける、信用されるそういう姿勢というものを強くこれは期待したいと思うのです。

そこで、一体いまドライヤー勧告の中で政府案が出されております。しかしその政府案に対しては、きわめて多くの不満が表明されている。また、解釈についても非常に大きな問題があるが、一応これは審議に移すとして、そういうような不満とか疑義とか、そういういろいろなものがあるというそういう問題を受けとめての現時点における政府の一体態度というものは、どういう考え方でおられるのか、これはもちろんドライヤー勧告の中に必要適切な立法措置をとつてこの不信感を除けとあるわけですが、これと関連してひとつ所見をお伺いしておきたい。

○國務大臣(石田博英君) 政府のたゞいま提出いたしました国内法の改正案は、ILOの精神あるいはドライヤー勧告の精神を受けついでおるもので、それに背馳するものであるとは考えていないのであります。

それから労使関係の不信を取り除くためには定期会合その他においてよい結論が出まして、その結論を実行に移すために立法措置等が必要であれば、むしろそれをすみやかに行なうというかまえてございます。

○横川正市君 これはちよつと総理に見解を聞いておきたいのですが、抽象的に申し上げますが、具体的な例がありますからわかつていただけたらと思うのですが、たとえば全通が一年八九月団体交渉ができませんでした。ところが藤林あつせん案という三行ぐらゐのやつが出たら、いま団体交渉ができるわけなんです。ところがその三行というものは、これは一年八九月もかからなければでき

ないものなのかどうかという点について、実は私も非常に人間の英知の至らない点について残念にも思うし、それからその点に遺憾だと思つてゐるわけなんです。団体交渉を一年八九月もできなかったという事態の中で何が起つたかといひますと、まず誠意問題が起つておりました。それから全職員のうちの三分の二が行政処分を受けるという問題が起つた。いま三行の問題が出たために、それでは政府側の言ひ分が通つて団体交渉をしなくてもいいという結論になつたかという、そうではない。結論は組合側が要求しておつたように団体交渉しなさいという結論が出たのです。

こういう事態というものを考えてみますと、私は、非常に残念ながらお役所の次官から局長そういった人たちの行政担当者としての、何といひますか、あり方といひますかね、そういう点についても非常に大きな疑義を持ちますし、それから企業に対する能力その他の面から突いても疑義を持ちます。しかし、そういうことは一応おくとして、一体この組合側が言つたことが時間的に経過的に正しく評価され認められて、いわゆる団体交渉を拒否しておつた役人のものの考え方が、妥協の産物であつても間違ひであるというふうに一応社会情勢の中で決定づけられてゐる。しかもこのILO条約を批准することによつてさらに労働組合側の言ひ意見が十分世の中を潮歩して通れる。ところが行政官やそういう人たちの言つてゐたことが数歩後退せざるを得ない、認められな

い、こういう事態が起つてゐるということに対して、総理はどういう考え方をもちますか。まあ現状そういう事態は時間的に経過的に解決されるので、結果がよければいいといううな答弁でなしに、もつと傷を負つてゐる人の立場にも立つて考えていただきたい。ことに役人が首を切られるということは、これは次官が首を切られて参議院に出るのと違ひです。これは次官が首切られて他に転出するといふのと違つて、再びその職場に戻つてこない。いわば刑事法で言へば死刑の宣告を受けた状態と同じくらいきびしいものを持つた

行政処分というものを受けてゐるわけですが、そういう傷を負わせておいて、しかも結果は組合側の主張が通つてゐるという、そういう事態に対してのいまの行政のあり方について、ひとつ明確に答弁をいただきたい。

○國務大臣(石田博英君) 総理は藤林あつせん案のことを御存じないそうだから、その藤林あつせん案の部面について私がちよつとお答えをいたします。まあ藤林あつせん案によつて団体交渉の問題が処理された、これは問題点は二つあると思ひます。一つは現行の公労法の規定、これを守りますと、つまりその職にない組合の代表者と会

うのは、代表者として認められないという行政当局の立場は、現在の公労法の上からいへば正しいわけでありまして。しかし労働者の条件等を向上させるために、それを団体交渉によつて解決するという要求も、これはごもつともであります。で、藤林さんという人をわざわざなくとも、お互ひに話し合へば、あの程度の妥協案みたいなものはお互ひが少しゆつくりした気持ちで話し合へばつくものだと思ひます。私も正直に申しまして、動物でいふと、それが相対立してゐる。人間が感情の動物でいふと、そこそこの悲しさであります。そこで労働問題を第三者機関で処理してもらふということが適當だということになつてまいりました。そこで藤林さんのあつせん案は、御承知のごとく法律のたてまえもくささない、つまり現在職にある人を役員の一人にして、そしてその役員と交渉の結果協約をするというのでありますから、まあ両方の顔をと申しますか、立場を立てたといふのであつて、私は全面的に組合側の要求が通るとか通らぬとかという性質のものでなく、まあ適當な大剛さばきだと思ひます。大剛さばきだと思ひますけれども、あの程度の大剛さばきなら、人をわざわざきぬでもできるだらう、これは全く私も同意であります。そこで考えなければならぬことは、公労法というものが現在あります以上は、やっぱりその法律を守らなければなら

ない。そこで、それに欠点があるなら議會を通して修正をしていくということでありまして、間違ひするものなら、もう悪い法律なら、そんなめんどろくさい手続を必要としないのだということではやっぱり困るのじやないだらうかと、私は法治國家のたてまえから思うのであります。それから、八十七号を批准したことによつてその問題は解消されました。しかし、そういう公労法の規定が今日までつとある。できたといふのはできたとときのやっぱり理由があつた。それを今日批准によつて解消するに至つたのは、その長い年月の間の労使関係の成長がそういうことを可能ならしめたのだ、その法律がでたとき期限において労働政策が間違つておつたとは考えておりません。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は藤林あつせん案なるものを知らなかつたので、いま労働大臣から説明されたのですが、事情は非常によくわかつておりますが、こういう事情がいわゆる問題なんだと思ひます。私、戦後始まつた組合、また公務員制度あるいは三公社五現業といふことばを使ひましたが、やはり相当経験を積んでこないと、なかなかいい解決案に出ないことなんで、藤林あつせん案では、とにかく職員である人を、これを組合の役員として、その方と交渉をしたという、それでもうりっぱな話なんだが、どうもみんながそこに知恵が及ばなかつたといふのは、どこかにまづい点があつたと思ひます。今度はILOを批准すれば、こういうことはもう必要なくなりますが、さういふものを克服していく。やはりりっぱな労働関係を打ち立てるんだ、かような考え方に立てば、必ずいい解決案が見つかると。良識的なものは非常にあります。私自身が鉄道でいろいろ交渉してきた。これあたりはほんとうにもう隔世の感がするのではありません。今日は、ここに、皆さん方の中にも私が交渉をした方が直接いらつしやいますけれども、当時から見ると、よほど変わつてきた。だから、こういう事情はあまり心配しないで、先ほど

米、いわゆる不信感、これはもう不信感というこ

て修正をしていくということでありまして、間違ひするものなら、もう悪い法律なら、そんなめんどろくさい手続を必要としないのだということではやっぱり困るのじやないだらうかと、私は法治國家のたてまえから思うのであります。それから、八十七号を批准したことによつてその問題は解消されました。しかし、そういう公労法の規定が今日までつとある。できたといふのはできたとときのやっぱり理由があつた。それを今日批准によつて解消するに至つたのは、その長い年月の間の労使関係の成長がそういうことを可能ならしめたのだ、その法律がでたとき期限において労働政策が間違つておつたとは考えておりません。

米、いわゆる不信感、これはもう不信感というこ

て修正をしていくということでありまして、間違ひするものなら、もう悪い法律なら、そんなめんどろくさい手続を必要としないのだということではやっぱり困るのじやないだらうかと、私は法治國家のたてまえから思うのであります。それから、八十七号を批准したことによつてその問題は解消されました。しかし、そういう公労法の規定が今日までつとある。できたといふのはできたとときのやっぱり理由があつた。それを今日批准によつて解消するに至つたのは、その長い年月の間の労使関係の成長がそういうことを可能ならしめたのだ、その法律がでたとき期限において労働政策が間違つておつたとは考えておりません。

米、いわゆる不信感、これはもう不信感というこ

て修正をしていくということでありまして、間違ひするものなら、もう悪い法律なら、そんなめんどろくさい手続を必要としないのだということではやっぱり困るのじやないだらうかと、私は法治國家のたてまえから思うのであります。それから、八十七号を批准したことによつてその問題は解消されました。しかし、そういう公労法の規定が今日までつとある。できたといふのはできたとときのやっぱり理由があつた。それを今日批准によつて解消するに至つたのは、その長い年月の間の労使関係の成長がそういうことを可能ならしめたのだ、その法律がでたとき期限において労働政策が間違つておつたとは考えておりません。

とばが示しておりますように、これはどこまでも心理的な問題だと思ひます。不信の事実というのなら、これは議論の対象にもなりませんけれども、不信感といふと、これは心理の状況だと思ひます。そうすれば、やはりお互いが不信感をなくするといふ、もつと誠実な気持ちで人と取り組む。先ほどは労働大臣はお互いの善意がこういうことを解決するんだと言われましたが、新しい労使関係を打ち立てて、その誠意を持てば必ずこの不信感といふものは払拭されるだろうと、かように私は思ひます。そういう意味で、短い経験ではあります、私どもとうとい経験を経んできたのでありますから、今後さらにこれを前進させていく、一その協力をしたいものだ、かように思ひます。

○横川正一君 いまの労働大臣それから総理の答弁もありますから、私は実は勧告の中で、九十八号条約の問題について、ちょっとその各勧告や、条約適用委員会の内容というのを読んでみたわけですが、それによると、政府の見解としては、九十八号条約は四三三項、五三三項に直接関係のある条文ではないといふふうな見解を始終とおるようです。しかし、結社の自由委員会の三六年度の五月の五十四次報告を見ますと、これは明確に四三三項、五三三項に抵触する条文として取り上げられておる。それから同時に、政府の疎明内容がありまして、それは条約勧告委員会でも一回これは議論をされた。その条約勧告委員会の場でも、やはりこの問題については抵触をするという立場をとりながら、なおかつ、ここの解決のできない問題は八十七号条約といふふうなことで、再度の勧告文といふのを出してゐる。経過的には一応そういうふうな経過を私はとっているだろうと思ひますが、本来的には政府の姿勢がちゃんとすれば、九十八号条約のときに、すでにいまの四三三項、五三三項の問題は解決されていなければならなかつたと思ひます。それをやることによって、いろいろな問題が出てくるというふうな考えられたのでしょうか。

いろいろな理屈をつけて八十七号条約へ持つていったといふようないきさつがあるわけですが、だから今日の段階では、まあ総理もいふ経験をされたと言われておるわけですから、この十分な経験をいかされて、再びこういう問題で紛争が起らないような、そういう処置といふものを、私は当然としていただけるものと、この点強く期待をいたしておきたいと思ひます。

そこで、問題の第三点目は、端的にいいますと、これは条約の中の五十四次及び六十四次報告の中にこういう文章があります。「すべての公営企業がそのストライキ権の制限の点において、その業務の中断が公共の困難を惹起するが故に真に必要な不可欠な企業と、この基準によれば必要不可欠でない企業とを、関係法令上区別することなく同一の基準において取り扱われていることは、適当であると思はれない」。これが五十四次と六十四次報告に基づくものなわけでありまして、私は当然知つていらつしやるから特別につけ加えませんが、条約解釈については、ILO条約解釈が国内の解釈に優先するといふそのたてまをえとれば、私はこの点についても、政府といふもののいふ態度といふのは間違つてゐるんじゃないか、そう思ひます。そこで、これは労働大臣が答弁をしたあとで、ひとつ総理からお答えをいただきたいのでありますけれども、いま三百万くらいな争議権剥奪された職員がおるわけですが、これはピンからキリまで全部剥奪されておるわけですか。しかし、勧告によれば、これは適当でないといふことになつておるわけですか。その適当でないのはどこで区分すべきかはいろいろ問題があろうと思ひます、まあ度合いによつてですね。この勧告を受けて、一体政府としては、これにどう対処されるか、まあひとつ関連のある問題ですからお聞きをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) まあ御議論及び勧告は、鉄道とか、あるいは電話電信、あるいは郵便とかといふようなものは、これは公共の生活に、非常に多くの人々に影響を与えるが、まあこれはアルコール専売とか、造幣局とか、それからたばことかいふものは、たとへば、専売公社のたばこをつくることとビール会社のビールをつくることと大した区別はないじゃないかと、それがただ組織体が違ふからといって、企業の形態が違ふからといって、一緒に禁止されるのは不当ではないかと、こういう御議論であらうと思ひます。私はその御議論の筋には、賛成、反対は別といたしまして、十分理解できるのであります。そこで、そういうことについて、やはりその範圍その他については、これもまた公務員制度審議会等の御検討の議題にしたいだき、政府としても検討を加えなければならぬ問題だと思つておるわけです。

○横川正市君 総理は労働大臣の答弁と同じです。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま労働大臣が答へたように、その主張については理解を持つといふお話でございますが、しかし、どうもいわけゆる片一方で一つの権利があり、片一方で同時に一つの義務があると、こういう場合がしばしばあるのでございまして、いわゆる待遇そのものを、そういうストライキ権を持つものと、それから公共性からそういうものは与えないのだと、こういう場合に、いかに待遇上に区別するか、なかなかむづかしいことだと、かように私は思ひます。ただいままでは三公社五現業、いわゆるそういう名目のもとに同一の待遇がされておると、かように私は思つておるわけで、そこらにやり方を、ただ理論だけで処理しても、実際の解決にならないんじゃないだろうか、こういう点が労働大臣は今後どういうようにするのか、政府としてもそういう場合にはよほど慎重に討議して、そして最終的結論を出さないと、意外の結果を生ずるのではないかと、私はその点を心配します。

○横川正市君 いま非常に何回か問題にされておりますから、すらすらと労働大臣から問題点が明らかにされたけれども、たとえば、貯蓄関係にあるのは、金融関係を担当する銀行と郵便局の貯金関係をやる公務員、それから民間の保険関

係をやる保険会社の職員と郵政の保険関係を担当する職員、それから郵便関係に従事する場合でありまして、これは幾つかの職種に分かれてゐるわけですが、あるいは庶務、会計担当者……そういうふうな判断をしてみますと、私は問題はいわゆる公共性といふものをたてにして、そうして一番だれが何をしているかといふと、これは総理大臣も役人をやられたんですからおわかりでしょうが、やはりやんや言われれば、みこしをあげるけれども、言われなければみこしをあげない。それからできるだけやんや言われないうちに、がんじがらめにしておいたほうがゆつくりとタヌキの昼寝ができる。いつてみますと、この公共企業体のストライキ権禁止は、何を言つてゐるかといつたら、高級役人の非常に惰眠をむさぼる結果になつてゐるんですよ。企業に対して熱心ではなくて、それはもう腹の立つほど、前車の踏襲を、ずっと歴代、踏襲をして一向に改善されない。これは何かといつたら、これは労働組合が無理じい言つてストライキをやるのはけしからぬといふことだけではない、労働組合だってばかじやないですから、ストライキをやれば、組織が分裂したりなんかするといふこともありますので、この点は十分組織の内容についてはものを考へてゐると思ひます。ただ、総理大臣は、先ほどこの中にも団交の相手になつた方がいると言われるので、私は、全通の書記長のときにあなたは郵政大臣だったから、何回か話をいたしました。しかし、総理、当時の労働組合は、これはどうでした。私はもつと常識があつたとか話がしやすかつたとか言われるような環境にあつたと思ひます。ところが、いまあなたは非常によくなつたと言ふ。当時はうんとよかつた。だんだん悪くしたのはだれがしたかといふと、これはやはりばりなまくらをしておつた人たちの罪だと私は思ひます。実際には、その点をもつと理解して、信、不信はもつと労働組合といふものを信用して、与えるものは与え、それから当然そのことによって要求をされれば、夜寝ないでものを考へるとは言ひませんけれども、まあ

勤務さえてしまえば、あとは自分の時間だから何でもしてもいいというふうな、そういう怠惰な勤務条件ではなくて、もっと真剣に企業に取り組むような心持というものを私はとらせるべきだと思ふんです。しかも、そのスト権というものは、ある程度与えられれば、そういう効果がきめんに出てきます。これは、そういう点を、私は一つの行政上の民主化といひますか、そういう点で、当然私は考えていい問題だと思ふんです。この点、ひとつ総理の考えを聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの、労使双方の問題だ、争議はたゞ労使双方の關係だ、これだけでものごとを述べていけば御説のとおりだと思ひます。しかし、この公共性というものをしるせば取り上げ、その影響のないようにというか、その公共の利益を守る、こういう観点に立ちますと、たゞいまのストライキ権を行使すれば、公衆が迷惑をする、大衆が困る、國民が困る、こういうことだと思ふ。それから、その争議権が、たゞ単に労使双方だけに限られるような形において行なわれることならば、これは非常に見やすいことだと思ひますが、たゞいま申し上げるように、善意の第三者、しかも、國民大衆が困る。かようなことは、これはやっぱり避けていたかなければならない。しかし、これを避けるがゆゑに、いわゆる管理者が情眼をむさぼるといふようなことがあつては、それは相済まないことだ、そういう意味においては十分な監督なり、指導なり、また内閣においても、また各大臣におきまして、そういう立場でものごとを見ていく、私はかように思ひます。

○横川正市君 問題の一つの考え方として、何回かこれは労働問題懇談会あたりで議論になつたんじゃないかと思ふのでありますが、一つの第三者機関というものを持つ性格が、現状についてはあまりこれは信頼させる状態ではないわけですね。私は一つの方法としては、中央に労働裁判所というふうな意味のいわゆる純然たる第三者ですね、

というふうな機関というものを設けて、紛争解決に当たつたらどうか。たとへば、ストライキ権を与えておいて、ストライキ権を与えておくれども、裁判所に問題が提起された場合には、これはストライキはできないというふうな一応の規定があるにしても、いまのようなあまり信頼がされない、しかも能力のあまりないような第三者機関に問題をまかせないで、もっとしっかりとした第三者機関というものを私は設定する考えがないかどうか、この際、お聞きをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 第三者機関のあり方についていろいろ議論がございします。私も実情が現在の状態のままでいいとは思ひないでございします。たとへて申しますと、国家公務員、地方公務員というふうな場合は別として、企業体は民間も公共も一緒の第三者機関を設けたらどうかというふうな議論もございします。それからその第三者機関の調査機能、それ自体を充実いたしまして、十分な仲裁ができるようにしたらどうかという議論もございします。それからまた、経済の成長に伴ひまして非常に事件が多くなつて少くないところとあります。東京都とか大阪府とか九州とかというふうなところは非常に事件が多い。それと同じような数で運営していくという状態についても議論がございします。そういうことを総括して検討をしなければならぬ問題だと思ひております。また、労働裁判所という御議論でございします。また、労働裁判所といたしましては、金、ベスアップの率まで労働裁判所できめていくというふうな例もございします。非常に第三者機関を権威あらしめ、そうしてその機能を充実するといふことは、ぜひ必要なことだと在りますが、いかなる方法がいいか、これはさらに検討を加えなければならぬ問題だと思ひます。もう一つは、裁判所で決定されたもの、裁判所をほんとうに善意の公正な第三者と見るならば、裁判所の決定、そうしてその決定に基づく執行、それについては全國民が全部無条件で従うという態勢でなければならぬのでありまして、裁判所の決定を執行しようと思ふと、それを大ぜいで妨害するといふ実情では、これはやっぱり裁判所の善意で幾ら決定しても工合が悪いのでありまして、そういう点はやはりそういうことと相待つて検討を、充実をはかつてまいりたいと思ひております。

○横川正市君 私は現状をいつもにらみ合わせながら答弁されることについては、きめて迷惑をします。裁判所が取り巻かれようが、公労委に対していろいろの陳情をしようというふうなことが、労働大臣の立場とすれば、これは遺憾なことかもしれないけれども、こつちの立場の者にすれば必死なんですから、そういうことをかみ合せて一つつりつばなものををつくろうとするところの障害になつてしまつては困ると思ひます。ただ私のほうからいへば、いま一般に下級審について、労働問題についてある程度の判決というものが出ます。ところが高裁、最高裁はどうであるか、だんだん古い人、いわゆる明治の人になる、労働問題に対する認識というのは、だんだん欠けるわけですね。そこが一つの不信の原因にもなつて、裁判所自体の。だから私は労働裁判所のようなのができたとすれば、言つてみれば、裁判官の養成からしなければいかぬと思ひて、いまのような裁判官では、そういう点で、当然ひとつ私は労使の、あるいは政府と職員団体との間のきわめて有効な第三者機関として考える必要があると、かように思ひますので、ひとつぜひこれは検討していただきたい、かように思ひます。

○横川正市君 私は現状をいつもにらみ合わせながら答弁されることについては、きめて迷惑をします。裁判所が取り巻かれようが、公労委に対していろいろの陳情をしようというふうなことが、労働大臣の立場とすれば、これは遺憾なことかもしれないけれども、こつちの立場の者にすれば必死なんですから、そういうことをかみ合せて一つつりつばなものををつくろうとするところの障害になつてしまつては困ると思ひます。ただ私のほうからいへば、いま一般に下級審について、労働問題についてある程度の判決というものが出ます。ところが高裁、最高裁はどうであるか、だんだん古い人、いわゆる明治の人になる、労働問題に対する認識というのは、だんだん欠けるわけですね。そこが一つの不信の原因にもなつて、裁判所自体の。だから私は労働裁判所のようなのができたとすれば、言つてみれば、裁判官の養成からしなければいかぬと思ひて、いまのような裁判官では、そういう点で、当然ひとつ私は労使の、あるいは政府と職員団体との間のきわめて有効な第三者機関として考える必要があると、かように思ひますので、ひとつぜひこれは検討していただきたい、かように思ひます。

○横川正市君 私は現状をいつもにらみ合わせながら答弁されることについては、きめて迷惑をします。裁判所が取り巻かれようが、公労委に対していろいろの陳情をしようというふうなことが、労働大臣の立場とすれば、これは遺憾なことかもしれないけれども、こつちの立場の者にすれば必死なんですから、そういうことをかみ合せて一つつりつばなものををつくろうとするところの障害になつてしまつては困ると思ひます。ただ私のほうからいへば、いま一般に下級審について、労働問題についてある程度の判決というものが出ます。ところが高裁、最高裁はどうであるか、だんだん古い人、いわゆる明治の人になる、労働問題に対する認識というのは、だんだん欠けるわけですね。そこが一つの不信の原因にもなつて、裁判所自体の。だから私は労働裁判所のようなのができたとすれば、言つてみれば、裁判官の養成からしなければいかぬと思ひて、いまのような裁判官では、そういう点で、当然ひとつ私は労使の、あるいは政府と職員団体との間のきわめて有効な第三者機関として考える必要があると、かように思ひますので、ひとつぜひこれは検討していただきたい、かように思ひます。

○横川正市君 私は現状をいつもにらみ合わせながら答弁されることについては、きめて迷惑をします。裁判所が取り巻かれようが、公労委に対していろいろの陳情をしようというふうなことが、労働大臣の立場とすれば、これは遺憾なことかもしれないけれども、こつちの立場の者にすれば必死なんですから、そういうことをかみ合せて一つつりつばなものををつくろうとするところの障害になつてしまつては困ると思ひます。ただ私のほうからいへば、いま一般に下級審について、労働問題についてある程度の判決というものが出ます。ところが高裁、最高裁はどうであるか、だんだん古い人、いわゆる明治の人になる、労働問題に対する認識というのは、だんだん欠けるわけですね。そこが一つの不信の原因にもなつて、裁判所自体の。だから私は労働裁判所のようなのができたとすれば、言つてみれば、裁判官の養成からしなければいかぬと思ひて、いまのような裁判官では、そういう点で、当然ひとつ私は労使の、あるいは政府と職員団体との間のきわめて有効な第三者機関として考える必要があると、かように思ひますので、ひとつぜひこれは検討していただきたい、かように思ひます。

は経済団体だけれども、政治にまで關係をするといふことになるわけですね。しかし、この公務員は、非常に残念なことだけれども、佐藤内閣にあまり協力的じゃない。なぜ協力的でないかは、これはおのづから雇つていて立つていては十分承知だと思ふのですが、私はそういうものが解決されれば、特段にこの問題は必要があるとかないとかという、そういう点で議論といふのは、あるいは組上りのほらない問題かも知れません。アメリカのように、公務員には全くの政治活動を禁止されている場合があります。しかし、日本の場合は、公務員法の百二条あるいは人事院規則の十四の七等によつて、各項目についていろいろの制限規定がありますけれども、これで制限しておつたら、それはたいへんなことになるような、いわゆるふんまん、不満といふものが内蔵いたします。私はいまのようにある程度、人事院が十四の七の解釈について解釈規程が浅井総裁のときに出されましたけれども、その解釈によつてそのふんまんがある程度助けられているんだと思ひます。しかし、現状これを根本的に直してくれと言つても、なかなかかむずかしいわけでありまして、いわば権利義務の關係で条約の百五号を私は当然現段階で批准すべきではないか、こういうふうに思ひます。で、労働大臣も個人的には批准したいといふ意見を持つておつたようですが、総理のひとつ見解をお聞きをいたしたい。

○国務大臣(石田博英君) 百五号条約について一応総理にお聞きをいたさなければならぬと思ひますが、その前に私からお答えをいたしておきたいと存じます。言うまでもなく、百五号条約は強制労働禁止に關する条約でございしますが、この条約の批准を妨げておりますのは、国家公務員法における政治活動に対する罰則規定であります。で、第一強制労働禁止というふうな悪い題目の条約が批准できないといふことは、あまりみづともよくございせんし、もう一つは、ほかの職業にある人ならば許されるということが、国家公務員であ

は経済団体だけれども、政治にまで關係をするといふことになるわけですね。しかし、この公務員は、非常に残念なことだけれども、佐藤内閣にあまり協力的じゃない。なぜ協力的でないかは、これはおのづから雇つていて立つていては十分承知だと思ふのですが、私はそういうものが解決されれば、特段にこの問題は必要があるとかないとかという、そういう点で議論といふのは、あるいは組上りのほらない問題かも知れません。アメリカのように、公務員には全くの政治活動を禁止されている場合があります。しかし、日本の場合は、公務員法の百二条あるいは人事院規則の十四の七等によつて、各項目についていろいろの制限規定がありますけれども、これで制限しておつたら、それはたいへんなことになるような、いわゆるふんまん、不満といふものが内蔵いたします。私はいまのようにある程度、人事院が十四の七の解釈について解釈規程が浅井総裁のときに出されましたけれども、その解釈によつてそのふんまんがある程度助けられているんだと思ひます。しかし、現状これを根本的に直してくれと言つても、なかなかかむずかしいわけでありまして、いわば権利義務の關係で条約の百五号を私は当然現段階で批准すべきではないか、こういうふうに思ひます。で、労働大臣も個人的には批准したいといふ意見を持つておつたようですが、総理のひとつ見解をお聞きをいたしたい。

るから、地方公務員であるから許されない、その許されないことを犯したという場合は、その地位から去る、国家公務員でなくなる、あるいは地方公務員でなくするということではないのかという議論がございいます。私はその議論、個人的には、政府の一員としてでなく、個人的には私はその議論をとるものでありまして、したがって、もし必要であるならば行政罰でいいのではないかと私は考えるのであります。ただし、そうでない意見も政府内、関係者に非常に多いのでありますから、調整を要することでありまして。私はそういう考え方で、私の個人的な見解を申し上げた次第でございます。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうもこの問題は私あまり研究しておりません。ただいま労働大臣からいろいろお話しでございましたが、総理大臣としてこれ、結論を出すならば、もっと検討した上でお答えをしたいと、かように思いますので、保留をさせていただきます。

○横川正市君 申し述べたような趣旨でありますので、十分ひとつ検討していただきたいと思っております。

最後に、いよいよこの案件の結末を迎えるわけでありまして、前段でも申し上げましたように、実際の重要案件は公務員制度審議会に移されて、一部で問題は一年ないしは一年半あとに残されたというふうにとられております。私はこのとらえ方については、現状そういうような判断をされる情勢もありますから仕方がないということもありますけれども、私はできれば、今日の段階におけるいろいろな問題解決に、ひとつの英知が問題を解決したというふうな、そういう時点に立つてものを考えたいと思っております。しかし、これは私の考え方でありまして、一体この問題を最も適切に処理できるというには、やはり審議会の人的構成という点が問題であろうと思っておりますが、ひとつこれは総理大臣から人的構成についての所見をお伺いいたして、私のきょうの質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) これ、委員がただいま二十名ということになっておりますし、労使双方の代表はこれを同数にする、公正妥当な方、第三者を、できるだけ多数にして、そうしてこの審議会を運用していきたい、かように私は思います。どうか御賛成を得ますようお願いしておきます。

○委員長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安井謙君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安井謙君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これから採決に入ります。まず、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安井謙君) 全会一致と認めます。

よって本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(安井謙君) 次に、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案の四案を一括して問題に供します。

四案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安井謙君) 全会一致と認めます。

よって四案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

と決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安井謙君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

第四号中正誤

ベ段行

四三三 ですかね

のじゃないですかね

第五号中正誤

ベ段行

七二 終わり

三三 断層的

二二 一その

二二 主張旅費

二二 調整額表

二二 名刺に

二二 終わり

断層的 段層的

一その こういう

主張旅費 出張旅費

調整額表 調整額

名刺に 名刺を

終わり 多ぶん

多ぶん たぶん

昭和四十年五月十九日印刷

昭和四十年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局